

平成22年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成22年3月23日 午前10時29分 開会
午後 5時28分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	大 武 勇 吉
企 画 部 長	森 川 重 裕	市 民 生 活 部 長	安 川 登
都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	正 田 貴 一
消 防 長	中 島 克 比 虎	会 計 管 理 者	森 田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1	議第1号	葛城市認可地縁団体印鑑条例を制定することについて
日程第2	議第2号	葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについて

- 日程第3 議第5号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第6号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第7号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第8号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第9号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第11号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第12号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第10 議第16号 平成21年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議第10号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第13号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第13 議第14号 平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議第17号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第3号 国営十津川紀の川二期事業費償還基金条例を制定することについて
- 日程第16 議第4号 葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて
- 日程第17 議第15号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議第18号 平成22年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第19 議第19号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第20号 平成22年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第21号 平成22年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第22号 平成22年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第23号 平成22年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第24号 平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第25号 平成22年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 日程第26 議第26号 平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第27号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第28号 平成22年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第29 発議第1号 核兵器廃絶と恒久平和の実現を求める意見書について
- 日程第30 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	5	朝 岡 佐一郎	平成22年度予算について (今後の財政運営について) (各事業の取り組みについて)	市 長 担当部長
2	13	川 西 茂 一	家庭用電気生ゴミ処理機啓発について	市 長 担当部長
			パークゴルフ場の新設について	市 長 担当部長
			新庄北小学校プール周辺の防護柵設置について	担当部長
3	4	春 木 孝 祐	堆肥生成事業について	市 長 担当部長
			奈良県みんなでつくる渋滞解消プラン (平成22年2月)について	市 長 担当部長
			児童公園(身近な公園)の設置について	担当部長
4	10	溝 口 幸 夫	合併後の行政システムの両地区での相違について	市 長
			市長施政方針について (市政に取り込まれる基本的考え方)	市 長
			職員の組合結成に対する市長の基本的考え方 について	市 長
5	1	辻 村 美智子	病後児保育事業について	市 長 担当部長
			平成22年度施政方針について	市 長
6	9	阿 古 和 彦	地球環境にやさしい葛城市を目指して (葛城市地域新エネルギービジョン策定等事 業の取り組みについて)	市 長 担当部長
			新庄クリーンセンターの運営に関する調査特 別委員会(百条委員会)の最終報告について (行政としての見解と対応について)	市 長
7	2	中 川 佳 三	挨拶運動について	市 長 担当部長
			施設の防犯監視について	市 長 担当部長
			人権尊重意識について	市 長 担当部長
			市章について	市 長 副市長
8	18	白 石 栄 一	市民の暮らしに役立つミニバス・公共バス等 の運行等の改善について	市 長 担当部長
			母子家庭をはじめ経済的に困難な家庭に対す る支援について	市 長 担当部長

開 会 午前10時29分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第1号から日程第10、議第16号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 去る8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました10議案につきまして、9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、第1号議案についてであります。質疑では、3つの団体が既に地縁団体の許可を受けているとのことであったが、具体的にどこの団体が許可されているのか、また条文の登録の抹消のところで、代表者の氏名の変更と書かれているが、これは代表者が変わった場合、変更手続きをしなければ抹消するということであるのかという問いに対し、既に許可を受けている団体は、大字新庄の桑之町1丁目会と弁之庄自治会、そして竹内自治会の3団体である。登録抹消の件については、代表者を変更されたことにより、代表者の名前と登録されている印鑑の内容が明らかに違った場合は、印鑑登録として適当でないということで登録を抹消できるという意味であるという答弁がありました。

また、既に許可されている団体には、大字自治会と町内会があるが、地縁団体として認められている限界はどの辺にあるのかという問いに対し、地縁団体の許可要件に一定の区域内に住所を有する全てのものが入ることのできる団体という規定があり、それにはまず大字というものが当てはまり、またその大字の中でも、例えば大きな道や川、あるいは地番で区切られた昔ながらのつき合いのあるところなどの、さらに狭い区域内でも許可ができるという要件があるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案についてであります。質疑では、長期継続契約とは具体的にどういったものを判断基準にして考えておられるのかという問いに対し、物品については、減価償却の期間に応じてリースすることが一般的であるので、原則的に5年以内の契約期間という設定にしており、施設の管理業務等の継続的な委託業務については、施設の状況に応じているということにもなるが、原則として3年以内をめどとしているという答弁がありました。

また、本条例を制定する目的は何かという問いに対し、これまでは単年度で複写機のリースや庁舎の管理委託をやってきており、業務によっては、前年契約者と4月のみを随意契約し、5月から3月までを新たに入札や見積もり合わせにより契約してきた。そういった事務手続きの簡素化や、3年契約もしくは5年契約にするということにより契約金額を下げることが目的とした条例制定であるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致

で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号、第6号の2議案については関連がございましたので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、議第5号、議第6号ともに、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号議案についてであります。質疑では、現在の嘱託員数と、その嘱託員の職種はどういったものかという問いに対し、嘱託員の人数については、現在40名が在職しており、主な職種としては、特別な知識等を有するという事で、収納の滞納整理事務や、給食センターで調理をする職員、小学校での学校業務、または生涯学習教育の指導者として過去に経験を持った方々などが嘱託員として勤務しているという答弁がありました。この答弁に対し、給食センターの調理員については、特に調理師の免許を必要としないと一般的に理解されており、勤務時間についても、長い時間働いておられるように理解しているが、非常勤の嘱託員とする積極的な理由はあるのかという質問があり、過去の流れから旧新庄町、旧當麻町時代から嘱託員として採用されていた方については、合併時に今までのままの嘱託員で職種についていただけているという答弁がありました。

また、今の不景気の時世で非正規社員を正規社員のな形にしましょうという流れの中で、なぜこのような条例改正をし、嘱託員を常勤から非常勤扱いにするのか、時代に逆行しているのではという問いに対し、現在葛城市では、再任用制度というものがあながら、後進に道を譲るということで、再任用の取り扱いは行っていない。しかし、今まで蓄積されたノウハウを住民のために生かして活躍いただけるために、嘱託員として採用する場合もある。このような場合、常勤職員として位置づけるならば、退職金等が発生することが実情である。また、一般職員を採用するとなれば、年齢要件というものがあ、年齢要件を超えた方々を採用しようとするとなると、非常勤の嘱託員という形で持ち合わせておられる能力を発揮していただき、活躍願うといった趣旨での条例改正であり、決して時代に逆行するという認識は持っていないという答弁がありました。賛成討論があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号議案についてであります。質疑では、現在、1カ月に60時間を超える超過勤務をしている職員がどれぐらいいるのか。また、年次休暇の消化率はどういう問いに対し、1カ月に60時間を超える超過勤務をしている職員は、平成20年度では21名、平成21年度1月までで14名である。年次休暇の消化率は18.5%であり、平均取得日数は7.4日であるという答弁がありました。

また、60時間を超える超過勤務については、代休をとるか、超過勤務手当を受けるかの選択ができるのかという問いに対し、代休か超勤を選択することができ、代休を選択した場合は、割増率のかわりに超勤1時間当たり0.25日分の代休を取得することができるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号議案についてであります。質疑では、歳入の総務費国庫補助金のうち、地域活性化公共投資臨時交付金についてはどのように活用するのかという問いに対し、葛城市におけるこの交付金を活用した事業としては、小・中学校の耐震補強及び大規模改造工事にかかわる事業費の補助裏としての安全・安心な学校づくり交付金事業補助金と、県の流域下水道負担金となっているという答弁がありました。

次に、新型インフルエンザ予防接種助成金を減額されているが、その理由はという問いに対し、当初は80%の方が予防接種を受けられるであろうという予測のもとで予算計上したが、実際の接種率は20%にとどまったことによるものであるという答弁がありました。

また、今回の補正では、事業確定による不用額がたくさん出ているが、このことについて各所管の部課では、実効性の検証をどのようにしているのかという問いに対し、不用額にもいろいろな種類があると思う。工事の請負残による不用額というものは、入札結果によるものであるし、通信費等の不用額というものは、仕事をする上で経費の節約をしたものと考えられる。また、検診等にかかわる分については、予算編成時に前年の結果を踏まえて話し合うだけでなく、受診率を上げるための方策も検討している。これからも、予算計上したものが不用額にならないよう努力していきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第16号議案についてであります。質疑では、新型インフルエンザの流行により、多くの学級閉鎖をされたが、このことで給食を食べなかった児童への給食費の返金をどのような基準でされ、また対象人数は何人ぐらいおられたかという問いに対し、年度当初に給食センターから各保護者へ、6日以上欠食した場合に給食費の返還をするという旨の文書を通知していたが、今回は特例として、5日以上連続して欠食した方々に返還した。市全体での欠食した生徒数337名に対し、1食当たり220円の給食費の返還を行ったという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されていますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第7号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第7号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第8号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第8号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第9号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第9号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第11号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第12号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第12号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第12号は原案のとおり可決されました。
日程第10、議第16号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第16号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第16号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第11、議第10号から日程第14、議第17号まで、以上4議案を一括議題といたします。
本議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 去る8日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました4議案につき、10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第10号議案についてであります。質疑では、事業系ごみの手数料の50%もの値上げによって、市内の収集対象商店等の事業者にどのような負担になり、経営にどのような影響があるのかという問いに対し、事業系ごみの収集運搬業の許可業者は、委託された飲食業者などの事業者との契約の中で、最終的に料金改正を伴う負担を転嫁するという形になると考える。過去5年間で10キログラム当たり150円から200円程度の経費がかかっており、合併以来6年間値上げをしないできているので、かなりの財政負担になっているのが実情である。

段階的に、130円から150円に引き上げをしていきたいと考えているという答弁がありました。

また、厳しい経営状況の中で頑張っている市内の事業者のことや、改正によりどれだけの減量化が図れるのか展望が見られないように感じるが、行政、市民、事業者が協働して、排出源からごみを減らし、循環型社会を形成していくという点でどのように考えるのかという問いに対し、まず1点は、新庄クリーンセンターの立地条件がよい場所にあるので、近隣の区域外の他市からの事業系のごみが、料金の安い葛城市に搬入されやすいということもある。もう1点は、今回の値上げに当たり、収集運搬業の許可業者に聞きとり調査を行い、「値上げは望まないがこのような時期であるのでいたしかたない。自助努力の中で、極力事業者に対しての料金の値上げを抑えていただくことや、これを契機に収集運搬業の許可業者も事業者に対して、減量化を進める方向で努力しよう」という話を賜っており、他市から搬入される可能性のあるごみの焼却費用も市民の税金で負担していることも忘れてはならない事実である。このことを未然に防ぐため、料金改定に踏み切ったという答弁がありました。

また、近隣の区域外からのごみの搬入を防ぐには、抜き打ちで徹底した展開検査の実施が必要であり、事業系ごみが家庭のごみで出されていないかについても精査すべきであるが、この当たりの徹底した調査をしているのかという問いに対して、十分な展開検査の場所がなく、頻繁ではないが年に1度予告なしで必ず行っている。朝8時に開場すると、9台から10台の車が連なり、そこで検査をして1台当たり10分から20分かかっている状況であり、昨年市外からの持ち込みの適正処理困難物の搬入により、実車に対して3日間の搬入停止の処分を行った。今後も展開検査を続けていきたい。家庭のごみで事業系ごみが出されていないかについての調査は、現状では行っていないという答弁がありました。

また、ごみの減量化のことは大前提であるが、一度に料金が高いところに上げることはどうか、近隣の市が値上げをしたときにはどうするのか。まず、事業系のごみを減らすように努力をして、新炉の建設のときから値上げをすることにすべきではなどの問いに対し、一般家庭からのごみとともに、事業系ごみのことも検討しながら、市内の事業者に対するごみの減量化への協力へのお願いのことも含めて取り組みできるように、しっかりと計画を立てていきたい。新炉建設に当たり、1つの施設を取り壊したときには、他市でごみの処理を頼むこともある。億単位の負担をしていかなければならないということがあるので、その前にごみの減量化に取り組んでいかなければならない。新炉の施設の中で、しっかりと展開検査をできるようにして、区域外からのごみを持ち込ませないということを徹底し、できるだけ値上げを行わない努力をしていきたいという答弁がありました。賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号議案についてであります。質疑では、一般被保険者療養給付費が1,000万円増額補正されている内容についてという問いに対し、12月のそれまでの診療分の実績とインフルエンザの影響分を見て補正予算を計上したが、10月分から3月分までの見込みにおいて、その後の実績と冬場の高いときを想定し、1,000万円不足することになるので、増額補正するものであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号議案についてであります。質疑では、居宅介護サービスそのものが当初見込みより低く、要介護認定者が16カ月にわたって変動がないのは、国の介護認定制度の見直しによって厳しくされたことが反映されているのか、また利用者自身は、サービスを利用したいが、1割の負担を払わなければいけないという経済的な理由で、必要なサービスを受けられない状況にあるのか、居宅介護サービスの実績をどのように認識しているのかという問いに対し、要介護認定への変動のない要因として、後期高齢者の認定率が若干下がっていることと、更新申請において、特に軽度の方が福祉用具の購入や、手すりなどの住宅改修のサービスを利用されることにより、再更新されずに、居宅サービスと結びつかないことなども1つの要因と思われるという答弁がありました。

関連して、介護認定にかかる調査項目の見直しにより、審査基準が高くなったことが一番の原因ではないかと思うが、介護認定審査の不服申請は、県へ行かないとできないということもある。日本のために今まで苦勞をしてこられた後期高齢者の方のために、このような制度について新しい政権となった国にお願いしながら、市で独自でできることを行うなど、その方針について聞きたいという問いに対し、第4期の介護計画でそれを遂行しているところであり、第5期に対してどのような形でそれを見直していくか、いろんな観点から財源があつてのサービスであるので、しっかりと財源を確保しながら、どれだけのサービスを提供することができるか、また市独自で考えていくことができるのか、しっかりとこれを見据えて努力をしていきたいと考えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号議案についてであります。質疑では墓地の公募を1年を通して行い、市民に提供していくことにとりかかってはどうかという問いに対し、公募すれば50区画程度の応募があるが、窓口での相談や問い合わせは年間数件程度である。2年に1回の公募が定着したところであり、1年、2年待つのが困るという人もいない状況であるので、この2年に1回という公募を続けていきたいと考えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添え、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、春木君。

春木議員 4番、日本共産党の春木孝祐です。

ただいま、民生水道常任委員会の報告を委員長の方から詳しくございました。まず最初にご報告がありました議第10号、いわゆる事業系のごみを持ち込まれた場合の料金の改定の件であります。結果として委員会として、現在10キログラム当たり100円のところを、経過措置として130円、来年の4月から150円という値上げが決議をされたところであります。私、この委員会に傍聴議員として参加をさせていただきました。そのときに配付されました資料が

ございます。それは、許可業者への処理費用、ごみ10キログラム当たりということで、非常に簡潔にまとめられた資料でございます。50円、100円、130円、150円、160円、指定袋、委員長の報告にもありましたように、その段階に分けて、各市町村のことが列挙されてありました。特に私、その審議の経過を聞いておまして、近隣の市町村からの葛城市への持ち込み、これをいかに防ぐかということも1つの大きな議論の中身となりました。

その中で、問題となったのが、香芝は現行100円です。けれども、これは4月から130円に値上げをされる見通しであるということも報告されております。私、確かめましたところ、この2つは第三セクターでごみ処理を担当されており、その理事会といいますか委員会で、そういう提案をなされたということを確認しております。

もう一方、この130円じゃなくて、150円に一気に値上げするということについてのご質問も何とかならないかということも含めて意見が出されておりました。そのときに、この提出されている資料では、150円のところとして、御所市が挙げられておりました。御所市が150円であるということが、委員皆様方のいろいろな結論をもたらす上で、この資料は大きな意味を持ったのではないかと思います。インターネットで調べた限りでございますが、御所市の条例によりますと、1回の持ち込みについて、300キログラム未満は100円。300キログラムを超えるものについて150円というふうに書かれております。この300キログラム未満が100円ということは、この審議中、理事者の方から何の説明もありませんでした。この市民生活に、あるいは業者に非常に大きな影響をもたらすこの料金値上げの重要な委員会に対して、理事者側から提出された資料に不十分さがあるというふうに言わざるを得ません。あえて言うならば、150円に持っていくために、この資料は非常に大きく作用したんじゃないかと考えます。私としましては、再度常任委員会で審議を願いたいと強く思っているところでございます。

以上の質問であります。

下村議長 7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 ただいま、私が行いました民生水道常任委員会の報告の中で、事業系ごみの費用について、春木議員からご質問を私にいただいております。

常任委員会の報告を先ほど前でさせてもらったとおり、葛城市が近隣より安いんだということで、他市の状況を示された資料というものを、その常任委員会の中で配付された資料というものがございます。これに基づいて、やはり他市からのごみの搬入はできるだけ避けようということで、今回100円から150円にという条例改正、その中で特例というんですか、来年の3月までは130円ということになったわけですが、今、春木委員がおっしゃっている御所市のところで、300キログラム未満までは100円だという、300キログラムまでで切っているという部分については、確かにこの議案の提案者である理事者からの説明はございませんでしたので、それを私の方から答弁、回答させてもらうとともに、その後のことについては議長に一任したいと、するしかないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

下村議長 ただいまの件につきまして、理事者の方から民生水道常任委員会の方で説明がなかったと

いうこともありますので、この場で説明を願いたいと思います。

杉岡副市長。

杉岡副市長 まずもちまして、私どもの持ち得ております資料の中で、委員会に提出いたしました資料の中に、今、春木議員がご指摘いただきましたその部分につきましての記述が欠落してしまっておって、審議に影響を与えましたことに関しまして、まず初めにおわび申し上げます。しかし、今回の料金改定につきましては、先ほど民生水道常任委員長からご説明ございましたように、多方面からご審議をいただいたことは事実でございます。今回の料金の改定につきましてのまず大きな問題につきましては、ごみ減量化に伴いますところの、ごみを出さないというふうな啓蒙普及を意識づけするため、また近隣市町村より料金が安価なために、ごみの流入が非常に多く見受けられるという状況でございます。

その中におきまして、先ほども委員長の報告にありましたとおり、私どもがそれぞれ計画しております、いわゆるごみ焼却施設の一元化、その工事に際しまして、今現在、それぞれ両町に持ち込まれているごみを、ともすれば1つのところに集中いたしまして、ごみの焼却をしていくという方向性が見えてまいっております。今現在、17業者が許可業者として市内のごみを集めていただいております。新庄地区のごみにつきましては新庄クリーンセンター、當麻地区につきましては當麻クリーンセンターということで、ごみの持ち分かれという形で処理をさせていただいております。それは、やはり炉の今現在焼却しております処理量の問題、それから、そこに至るまでのアクセスの道路の混雑状況等を考えまして、別々に処理をさせていただいている状況でございます。

しかしながら、この建設が進むに当たりましては、その業者も含めまして、我々直営のごみ収集も含めまして、1つのどちらかの炉の中にその期間が集中してまいります。そういたしますと、現在でもごみの焼却の受け入れ時間には、業者が何台も道を連ねて待っておるといった状況が発生いたします。それと、そのようなことをやはり未然に防ぐためには、やはりそれぞれがごみの減量化に取り組んでいただきまして、その一助となるべく料金改定をさせていただくと同時に、他市からの搬入、先ほど委員長報告にありましたとおり、他市からの搬入させたごみにつきましても、市内の皆さん方の税金をもって処理をするという部分がございます。したがって、いわゆる2年後に150円に上げさせていただいたにしろ、焼却の単純経費、今現在お願いしておる部分につきましては、我々試算いたしますと、約180円が費用としてかかるわけでございます。また、市内で処理できない部分につきましては、他市、またはほかの業者に委託した場合、トン当たり3万5,000円程度の費用がかかってくるわけでございます。

そのような中で、できるだけ市民の皆さん、事業者を含めまして、ごみの減量化に努めていただくという趣旨のもとにご説明させていただきまして、ご賛同を得たと理解をさせていただいております。

以上でございます。

下村議長 4番、春木君。

春木議員 今のお話、じっと我慢をして聞いておりました。ようは、おっしゃった大半は、理事者側

が提案された条例の説明です。いかに正しいかということの説明に終始しております。ただ、最初にこの出した資料によって影響を与えたと、これは申しわけなかったという発言がありました。どういう影響を与えたとお思いですか。もっとはっきりと申し上げます。市側がこの非常に大切なこの委員会審議に当たって、資料として提出して、そのことが何でこういう形で出てきたのか、本来ならば値上げ提案をしているわけですから、その現状で言えば低い御所市が、300キロ未満のものを100円で現実に引き受けているんだということも、大きな要素になるはずですが、それを高い方に設定してしか資料を示していない。これは意図的と思われるけれども仕方がない問題だと思います。もっと言いますと、市民の間では、行政から出される資料は行政の都合の悪いことは隠して出しているんだとさえ思っている市民がおられます。私は、決してそうではないと思います。これからさまざまなことを、市長がいつも言うておられるように、市民の幸せのために、全てが葛城市にいる市民も行政も事業者も全部一緒になってやっていくんだというまちづくりを目指しておられます。そのためには、いろんな情報を共有せねばなりません。それに対して大きなマイナス要因になると、僕はそういうふうに懸念をしておるわけです。

この委員会に出された不十分な資料について、一体どんなふうを考えておられるんですか。今の答弁おかしいじゃないですか。二度とこういうことのないようにやるべきじゃないですか。単に、値上げが通るかどうかだけの問題じゃないでしょう。僕が言っているのは。そのことは、十分まだ審議をもちろん民生委員の方でもいろんな角度から答弁されましたわけですから、私は申し上げることはありませんが、そういうような形で審議をするということの問題にして質問をしたわけでございます。改めての答弁を求めます。

下村議長 この件に関しては、市民に非常に誤解を与えるというか、その資料を提出するというところについてのみ理事者側が怠ったのではないかということでございますので、その件に対して市長の方から、今後の件もありますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

山下市長。

山下市長 ただいま、春木議員の方から叱咤というか、きちっとしなきゃいかんよというおしかりの言葉だと思います。今回、委員会審議の中で提出させていただいた資料につきましては、これは意図的にやったのではないということだけははっきりさせていただきたいと思います。ただ、皆様ご審議をいただく議員の手元に、その様子が、全体がわかる資料を出さなかったということに対して申しわけなく思いますと同時に、今後さまざまな審議をこれからもいただくわけでございますけれども、できるだけ詳細な資料を出させていただきたいということできさせていただきたいというか、春木議員のおっしゃるとおり、住民の皆さんに葛城市の状況というのをできるだけわかっていただくというのが、私の意図でございますし、今回の平成22年度の予算に関しましても、より詳細な資料というか、今までにつけてなかったような50ページにわたる資料まで添付させていただいております。情報隠しということは、私は全く考えておらない。できるだけ住民の皆さんに情報を見させていただいて、その上で、葛城市の発展のためにいろんなご議論をいただくというのが、私の本意でございます。今回の行き届かなかったということに関しましては、おわびを申し上げまして、これからしっかりとさせてい

だたくという決意にかえさせていただきたいと思います。

下村議長 質疑は2回まででございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。また、理事者の方におきましては、資料につきましても、今後どの委員会におきましても誤解を招くようなことがないように、全ての資料を提出するという事で委員の皆様のご理解をお願いしながら、この件においては終わっておきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

16番、西川君。

西川議員 これ、委員長に対する質疑と違うんやけれども、委員会の運びとして、はっきりと議会として質疑に対して委員長報告という形をとってんから、委員長が答えやないかん部分と、議長が答えやないかん部分が、春木さんの委員長報告のことを許可した以上は、再度委員会を開いてくれということに関して、何ら答弁を議長がするのか、委員長がするのか、そこらのことと、一番懸念してはんのは、理事者が正確な資料を出さんかったら、その今の委員会が、民生水道委員会がきちとした議論がでけへんから、そのことをよう知って導いたんかと、そういう議事を軽視したんかということ言うてはんねから、副市長が延々と言うことみたいなことは違うわけ。その辺のことを、僕は、休憩をかけてきっちり、そこらの結末をきっちりとしといてから、この後の議事を進めてほしい。これは議長にお願いしておきます。

下村議長 7番、藤井本君。

藤井本議員 私も、今、市長からご答弁いただきました。悪意があったとか、意図的であったとかいう問題じゃなくて、私どもで今報告させてもらったこの委員会の中では、これは提示されてなかった問題なので、一旦休憩をとっていただいて、その分については確認だけはとりたい。少なからずも確認はとりたいと思いますので、休憩をとっていただきたいと思います。

下村議長 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午後 1時30分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほど、休憩中に廃棄物の処理の許可業者への処理費用の資料について、民生水道常任委員会協議会を開催いただき、慎重にいろんなご意見を拝聴いたし、最終的に、山下市長が資料の提出に対し以後十分気をつけるというおわびのご意見がございました。一応これこの件に関しては、皆さん方のご理解をちょうだいいたしたいと思いますけれども、この件について何かご意見ございますか。

4番、春木君。

春木議員 午前中審議をいただきました。今、議長の方からお話があったとおり、あの資料につきましても、民生水道常任委員会協議会での検討でも意図的につくられたものではないという答弁がありましたので、私の質疑を終わらせていただきます。了解をいたしました。

下村議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第10号の葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例改正によって、商店、事業者から発生した事業系ごみの持ち込み手数料を、現在の10キログラム当たり100円から、50%引き上げて150円とするものであります。引上げの理由として、ごみ減量への意識づけ、意義づけ、近隣15市町のうち半数以上が葛城市より手数料が高くなっている。そのため、他市町のごみが、安い葛城市に流れ、事業ごみが増加している。ごみ処理に150円から190円の経費がかかっている。公平負担の観点からと説明をされています。他市町からのごみの流入持ち込みは、最終的な手数料の負担者である418社の地元商店、事業者には何ら責任はありません。商店、事業者からごみを収集運搬し、搬入している18社の許可業者にこそあります。さらに、業者に許可を与え、指導監督すべき市にも責任があります。大阪市も近隣市より安い手数料ですが、事業系ごみの流入に対して、徹底した展開検査、いわゆるぶっちゃけ検査を行い、他市からの流入ごみを阻止し、劇的な削減に成功しています。まずやるべきことは、徹底した展開検査を行い、不正を認めない断固たる姿勢を示すなど、行政としての責任を果たすことでもあります。

廃掃法は、一般廃棄物の処理責任を市町村に課しています。つまり、清掃事業は市町村の固有の事務として、租税をもって計画に従い、収集運搬処分することが求められています。手数料の引き上げや、ごみの有料化は、市民、事業者に経済的負担という痛みを強いることによって、ごみの減量化やコストの削減、不公平感の解消を図ろうとするものですが、これらの課題は、市民、事業者との協働の取り組み、市民合意への民主的な議論や手続きの透明性がなければ、達成することはできないのであります。

今、地球環境の危機的な状況を回避し、持続的な循環型社会をつくるために、葛城市の一般廃棄物処理基本計画や、バイオマスタウン構想等に基づいて、市民、事業者、行政が協働し、一体となった取り組みが求められています。手数料の大幅な値上げは、商店、事業者との協働に水を差すものであります。何よりも、事業者の負担増は、平成20年度決算ベースで2,000万円にもなります。厳しい経済情勢の中で、地域経済を担い雇用を支えて頑張っている地元商店や事業所、経営基盤が弱い保育や福祉、医療などの公共性の高い社会的施設への経営を圧迫することになります。また、地域経済や商店事業者、社会的施設等の経営への配慮、引き上げへの合意形成が図られてきたのか、全く不十分であり、賛同できません。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、寺田君。

寺田議員 議第10号 廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについての、賛成の立

場で討論を行います。

まず、この改正は、事業系ごみ手数料が近隣の市町村では10キロ当たり130円から150円となっており、合併以来100円の料金で推移している葛城市に、他市より多くの事業系ごみの搬入している現状でございます。といいますのは、収集方法がプラットホーム方式でございます。だから、全く他市のごみと我が葛城市のごみとは見分けがつかない状態でございます。だから、市の財政負担が大きくなっている実情でもありますし、他市との均衡を図り、適正な料金への改正を行うことは当然のことと考えておるわけでございます。

しかし、この料金改正を契機に、事業系ごみの徹底した展開検査を行うことが必要でもあります。今後、計画されている新炉の建設に当たり、十分な展開検査、いわゆるぶっちゃけ検査を行い、許可業者の搬入するごみを徹底的に調べるとともに、家庭ごみの中で出されてはいけないごみについても精査し、行政、事業者、市民が一体となって、ごみの減量化に取り組むことを望むものでございます。

最後に、先ほど本会議で、委員長報告に対しまして質疑がありましたが、今後、行政当局には、議案審査における資料の提出については、十分な調査の上、提出願うことを申し添え、賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第3号から日程第17、議第15号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川辺君。

川辺都市産業常任委員長 去る8日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました3議案につきまして、11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第3号議案についてであります。質疑では、国営大和紀伊平野土地改良事業の方で、土地改良区の分担金は45億4,500万円が完成後の金額だと思うが、農家の負担にしたられぐらいになるのかという問いに対し、分水の負担金は1反当たり4,400円が通常の支払いになるが、現在6,400円を徴収されている。この差額の2,000円を、受益者負担に充てるということであるという答弁がありました。この答弁に対し、これが完成してからもう一度農家負担が上がるということはないのか、また長期的な展望についてはどのように考えているのかという問いに対し、増額はないかということだが、不足分については、基金の積み立て分より支出すると大和平野土地改良区より聞いている。また、葛城市としても6,400円に対して30%の助成を行っている。次に、総括的な考えとなるが、国と県は、毎年かかった事業費を支払っていく方法になるが、市町村は全体の事業費が確定してから一括か分割のどちらかの方法での償還になるということだった。葛城市で市の財政状況の中では、平成26年に一括し

て支払う状況ではないが、平成27年から毎年分割で支払えば5億2,000万円になるので、市民に2億円も損をさせてしまうので、基金をつかって償還のためのお金を積み立て、平成26年に一括で償還させていただこうと、この基金をつくらせてもらったという答弁がありました。

また、交付税で30%の措置をされることとなっているが、15年間という形で算入されるのか、あるいは償還が終わった翌年度に一括して算入されるのか、その辺はどうなっているのかという問いに対し、県に問い合わせているが、農政局とも連絡した中での回答とし、15年に分けての交付税算入になるのか、一括して歳入になるのか、まだ明確な答えが返ってきていない状況であるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

次に、議第4号議案についてであります。質疑では、資料の中では、葛城市では、薑工業団地だけとなっているが、それ以外にも、尺土と疋田の間にも企業があり、また中小企業になるかもわからないが、兵家にもある。そういうところは全く該当しないのかという問いに対し、企業立地基本計画の中で、明日香村を除く38市町村のうち、13市町の27地区と団地が明記されている。そのうち、薑を含む10団地が重点地区と、その中でも3地区に関しては、今回県が定められた特例措置の可能な地域となっている。それについては、あくまでも工業地域が基本となっている。葛城市において、現在、薑団地を含む付近のみが工業地域となっている。尺土と疋田の間の地域は住居区域であり、兵家地域については調整区域であるので、県が定める集積地域の中には該当しないということになり、今回は薑団地のみとなる。今後、線引き等が変わり、工業地域等が増加する場合は検討の協議をさせていただき、可能になるよう努力させていただきたいと思っているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第15、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第18号から日程第28、議第28号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

赤井予算特別委員長 去る8日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました平成22年度当初予算11議案につきまして、12日、15日、16日、17日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要と結果についてをご報告いたします。

まず、議第18号についてであります。歳出の総務費では、職員採用試験委託料に関連して、この3月に定年退職者2名、勸奨退職者8名、さらに来年の3月には部長級が7名定年退職をされるという状況に対し、職員採用の計画や、人事の構想をどのように考えているのか、また、人事評価制度の実施により、どのようなことを達成しようとしているのかという問いに対し、職員採用については、平成23年度の定員管理目標値として343名に設定しているが、

機構改革や住民サービスの向上に向けた取り組みを考えた結果の必要職員は348名であった。今年度の退職者数が15名であることから、24名の新規採用をした。また、来年度の定年退職者数は、部長級をはじめ全体で12名となっており、今後、新機構の動きを踏まえて、定員管理も勘案しながら考えていきたい。人事評価については、公務員という仕事は、利益を生み出し、それを再配分するといった民間とは異なった仕事である。住民サービスの向上を効果的に実施していくことに主眼を置き、管理職はいかに部下を統率し、その目標に向かって努力しているのかということ、個人の能力の向上も含めて把握していかなければならない。そして、努力した人間が努力したなりの評価を受けることは当然であり、それに対し、昇進なり多少の昇給という形で評価されなければ、職員自身のモチベーションにも影響してくる。仕事に対する対価を評価して支払っていくことは当然のことであると考えていることから、人事評価制度を導入していきたい。この3月に試行的に管理職の人事評価を行っており、その結果を踏まえて、このやり方について再度検討し、最終的に全職員を対象にやっていきたいという答弁がありました。

また、防災行政無線について、現在新庄地区と當麻地区では、有線と無線という違った方式をとられているが、今後、東南海地震等災害時におけるその重要性から、将来的には、防災行政無線に統一することが望ましいと考えるが、このことに対する長期の見通しについて教えてほしいという問いに対し、有線と無線の問題については、1日も早く解消すべく本年度総務省のコビキタスという上限1億円の100%補助事業に手を上げたが、残念ながら採択されなかった。新たに総務省の補助事業があれば、見逃すことなくチャレンジしていきたいという答弁がありました。この答弁に対し、防災無線というものには莫大な費用がかかり、また受益者負担のことなど難しい問題もあると思うが、できるだけより有効な補助金を探していただき、前向きに検討していただきたいという要望がありました。

また、市民活動支援事業について、実施手順や資格について教えてほしいという問いに対し、この事業の趣旨としては、葛城市の推進したテーマに対し、公益団体が事業を企画、実施する市設定型事業と、市民公益活動団体などが自由に企画提案し実施する市民提案型事業に対し、最高20万円までの助成を行うものである。葛城市内に在住、在勤、在学するもの3名以上で構成され、規約や会則を定め、予算及び決算を適切に行っている団体が対象となる。実施手順としては、提出された申請書により一次審査を行い、次に二次審査として、公開プレゼンを行っていただくという答弁がありました。また、本年度、事業仕分予算として112万円を計上されているが、この事業仕分けは国が行ったその流れで今回葛城市でもやられるのか。既に行われてきた行政評価制度の考え方からの流れで実施される事業なのか、どちらであるのかという問いに対し、今回の事業仕分けの実施は、一昨年私のビジョンの中で取り組んでいくと言っていた市民のサービス向上につながるお金を、そのことによって捻出することができればとの思いからのものであり、国からの流れであるとか、行政評価制度から来た流れではないという答弁がありました。

また、関連質問として、この事業仕分けの基本方針や要綱がまだ決まっていないのに予算を細かくつけられているということはどういうことかとの問いに対し、この件に関しては、

過日の行財政改革特別委員会において、さまざまな意見をいただいたところである。今回の予算については、葛城市の有識者に協力をいただいた場合の事業仕分けにはこれだけの予算が必要であろうということで、計上させてもらったという答弁がありました。この答弁に対し、この事業の目的が示されず、事業の中身も不確定であることから、市長の熱意が伝わってこない。事業内容が固まってから補正予算でも十分対応できるのではとの意見に対し、事業仕分けの目的は、住民へのサービス向上を図り、住民皆さんの幸せづくりのためのものであると考えており、また、当初予算に計上した理由としては、もし事業仕分けを市民から公募して行うとなった場合には、郵送作業などにとりかからなければならないといったことに備えてのことなどを含めた、枠取り予算ということで計上させてもらったという答弁がありました。

民生費では、福祉作業所の補助金として、知的障害者、小規模通所授産施設運営事業補助金が、前年度は1,000万円計上されていたが、平成22年度に計上されていない理由はという問いに対し、新庄地域にあるふれあい作業所への補助金で、平成22年4月1日に障害者自立支援法に基づく、就労継続B型事業所に移行されることになり、平成22年度以降は補助金がなくなるが、収入として前年度に相当する額は確保できるものと考えているという答弁がありました。

次に、敬老事業として、敬老会、敬老祝い金、敬老年金などの全国的にも誇れる事業を進められているが、今後の考えはという問いに対し、高度成長を支えていただいた先輩たちを敬って、年金を出させてもらっている。この年金の受給者が年々増加していく状況の中で、将来的にどうするか、年金を受けられている方の考えもあるので、そういうことも含めて検証すべきであると思っており、議会とも相談させていただき、検討していきたいという答弁がありました。

また、生活保護の実態、母子家庭とのかかわりについてという問いに対し、生活保護世帯は、平成20年度末で129世帯、164人であったが、平成22年2月末では133世帯、176人と増加しており、窓口や民生委員を介しての相談件数がふえてきている。生活保護を受けている母子家庭は8世帯であるという答弁がありました。

また、前年度から新たな事業として取り組まれた市独自の小児医療費扶助制度の利用実績はどうかという問いに対し、対象児童は2,040人前後で2月分までの支払実績と今月の支払予定額を入れて、入院については合計43件、233万円余りで、歯科調剤費については合計1,183件、215万円余りで、合計1,226件、449万円余りの支払い実績であったという答弁があり、この答弁を受け、個別通知や広報誌、市内医療機関を通じて、助成の流れのことを市民へ周知啓発されているが、歯科診療の助成のことを知られていない現状があることや、乳幼児医療費扶助制度のように自動償還にできないか。国保連合会や県医師会にも働きかけ、利用者にとって利用しやすい環境に取り組み、是非、県下でも推進役になって進めていただく努力をお願いしたいという要望がありました。

また、葛城市での児童虐待についての相談はあるのか、また実態把握はどうしているのかという問いに対し、本市の相談件数は、平成20年度29件、平成22年2月末までは24件である。

虐待の早期発見のため、各学校、幼稚園、保育所、健康福祉センターと連絡をとりながら、また児童相談所と相談しながら対処するとともに、保育所へ行っておられない未就園児で、子育て支援センターにも行っておられない児童等は、身近な地域住民からの通報などの情報提供ということで啓発するように考えている。桜井の事件が起こってすぐに、本市の子どもでそういうことがあるのか把握できる状況にあるのか確認し、保育所であるとか、各検診のときに見るとか、両方とも来ていない子どものことを調べたら12人から13人いて、その中で1人か2人の連絡をとれなかったが、児童福祉課、健康増進課、関係教育機関と協力して、現在は確認がとれ元気に過ごされている状況であるという答弁がありました。

衛生費では、新庄クリーンセンターの残業問題で、議会の百条委員会の議決後、被疑者側の告訴により地検の捜査も行われているが、内部調査委員会のことや、その後の経過、この問題に対する考えについてという問いに対し、2月15日の内部調査委員会で、本人に事情聴取し、その内容、百条委員会の供述、関係資料等の調整をしながら調査報告書をまとめているところである。退職された方にもその内容確認をいただく必要があるので、もう少し時間が必要である。最終報告書ができたなら、議会に報告なり開示していきたいと考えている。百条委員会の議決された内容を尊重しながら、この問題の解決をしていきたいという答弁がありました。

農林商工費では、平成22年度の個別所得補償制度と、平成21年度の水田農業構造改革推進費の比はどのように違うのか、具体的にどれほどの所得補償になるのかの問いに対し、平成21年度まで続いていた水田農業構造改善対策の変更により、個別所得補償対策が平成22年4月よりスタートする。水田農業のテコ入れを行うため、自給率向上事業と米のモデル事業をセットで行うことになっている。全体としては、今までの転作の方が、農業の受け取る金額は大きいですが、水稻生産農家に反当たり1万5,000円の所得補償をするのが大きな違いで、今までの転作は集落単位で達成してくださいということであったが、個人達成であれば助成金がいだけるものにも変わってくるということであるという答弁がありました。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業費で、米粉なり地場産業を生かしたブランドのものをつくるということであるが、国からの助成金を2年間もらっても何もできなかったということにもなるので、ふるさと納税された人に葛城市のブランド品を贈るのに間に合わせるなど、目標を持って活用するところまで行くべきではないか。また、国からの補助金がなくなっても行うのかという問いに対し、本市を売り出していくために、米粉を使って何か新商品なり、葛城市の特産品の開発をしていかなければならないと思っている。せっかく11の酪農家があるので、付加価値をつけて買い戻してでもチーズやアイスクリームなど違うものをつくれれば、売価の4倍以上の値段をつけて売ることができることもあるので、しっかりその中で酪農をされている方々が生業として成り立つよう、プラスになるよう商品を開発して、補助金のあつる2年間でやってもらいたい。何としてでも成果を出すということを取り組んでもらいたいと考えているという答弁がありました。

土木費では、まちづくり交付金事業で一昨年、和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事が議会で否決され、関係大字からの要望もとり上げられなかった。平成22年度予算でも

計上されていないが、今後の方針についてという問いに対し、たくさんの皆さんの意見を聞かせていただきながら、付近の工場の拡張をしたいとの企業も出てきているので、有利な補助事業でできるものであれば、そういうものも考慮に入れて、JRの高架橋等の事業について考えていきたいが、いつからこの事業を行うかについて明言することはできない。議会で否決されており、事業を行うなら納得される理由をわかりやすく説明していかなければならないし、いろいろな整理をしていかなければならないので、それをクリアして、それでもやるべきであろうということになるなら、有利な補助事業があるのか、市の財政からの支出も考え、十分に検討した上で判断を下していきたい。検討の材料はあるが、すぐに答えを出せるものではないので、今しばらく検討させていただきたいという答弁がありました。

また、平成21年度緊急地方道路整備事業費として計上されていた地域活動基盤創造交付金事業の、中道・諸鉞線について、さまざまな議論の中で進められてきたが、大幅な減額になる理由はという問いに対し、本年度で幼稚園部分の整備が完了する予定で、鋭意そのほかの用地交渉を続けており、用地の見込みができた段階で県に予算の要望等を行い、補正で対応したいという答弁がありました。

消防費では、緊急通報、出動状況、救急救命士の人員はという問いに対し、火災は6件、救急出動は1,252件、救急救命士は現在13人で1人養成中であるという答弁がありました。また、施設の査察状況、住宅用火災報知機の設置状況はという問いに対し、グループホームの施設の関係の指導については、今回の法改正による施設が3施設、類似施設は8施設である。3施設のうち、1施設はスプリンクラーを設置済みで、もう1施設は、現在設計設備段階で今月中に設計を出してもらおう。もう1施設は、県との協議で今後実施する予定である。住宅用火災報知機の設置状況は、41%であるという答弁がありました。

教育費では、子ども若者育成支援事業について、どういった事業を展開しようとするのかという問いに対し、昨年子ども若者育成支援推進法が制定され、平成22年4月1日より施行された。事業の内容は、不登校経験者、高校の中退者で、進学や就職をしない人について、自宅以外での生活の場が失われていることが懸念されるため、そういう子どもたちの支援をしていこうとする事業である。今回行うのは、支援対象者の把握、生活状況の把握、具体的なサポートの実施、それから実施支援後のフォロー、自立に向けた発展的な支援を行うものであるが、初めての取り組みであり、1度でできないので、これから体制を整えていきたいという答弁がありました。

また、子ども若者育成支援事業推進指導員謝礼について決まっていることはあるのか、窓口はどこになるのかという問いに対し、サポート的に指導していただくことになり、臨床心理が必要になるので、この費用を計上している。窓口は、生涯学習課で、當麻庁舎の2階になるという答弁があり、また、子どもたちが相談するのに庁舎の中では入りにくいので検討してもらいたいという問いに対し、子ども若者支援にかかわり、新規事業の立ち上げになる。青少年の健全育成は本市の大きな課題であり、生涯学習課で新たに対応していくことになる。當麻庁舎の2階になったのは、学校教育との連携が必要になってくるということがあり、相談する場所については別の部屋を設けることもできると考えている。確かに、庁舎の2階と

なると堅苦しく感じられることもあるので、どのような場所がよいか、この事業を進める中で検討していきたいという答弁がありました。

次に、歳入では、個人市民税が普通徴収については、納付回数を4回にふやされたところだが、納期数の定義とさらに納期をふやす予定と、コンビニ収納やクレジットカード払いといった納付方法の拡充の予定についての問いに対し、納期は標準的に地方税法で税目ごとに定められており、納期月については条例で定めている。納期をふやせばほかの税目の納期と重なることにもなるので、その辺も含めて検討している。また、納付方法の拡充として、コンビニ収納については現在調査をしており、近い将来取り入れたいと思っているが、クレジットカードについては経費がかかると聞いており、現在のところ考えていないという答弁がありました。

また、ふるさと応援寄附金として330万円を見込んでいるが、何件ぐらいの寄附を予想されているかという問いに対し、330万円の内訳としては、お一人の方が80万円の寄附を申し込んでいただいております、残り250万円については、50人の方から5万円の寄附を期待し、入ると見込んでいる。その合計として330万円である。そして、葛城市出身の著名な方を中心に寄附をいただけるようPRし、努力していきたいという答弁がありました。

総括質疑では、この予算にも分煙機保守点検委託料が計上されているが、庁舎内の喫煙、禁煙についてどう考えておられるのかという問いに対し、先日、厚生労働省から県を通じて通達があった。世の趨勢というのは、たばこを吸うものが悪者のごとく扱われているが、吸うことによりリフレッシュをされている方もおられる。すぐに明確な方針を出すことはできないが、職員が仕事に支障をきたさないよう、葛城市の分煙について何らかの方策を検討していきたいという答弁がありました。

また、新しい道の駅事業の具体化や、新クリーンセンターの建設、尺土駅前の整備などを進めるためには、財源の裏づけが必要であることから、葛城市の羅針盤とも言える新市建設計画の見直しや、新たな財政計画の策定について、市長の所見を伺いたいという問いに対し、最近、地方自治は経営感覚でという話があるが、私もできるだけ習ってやっていくべきであると思っている。事業を見直しながら、効率よく少ない投資で大きな効果を得られるような予算の使い方をやっていかなければならない。道の整備や住民に対する福祉の向上、尺土駅前整備などのさまざまな設備投資は必要であるが、全てを遂行していくとなれば、葛城市の財政にとって大きな負担になることから、将来の葛城市民にとって恩恵をもたらさずであろう事業を選択して、それに投資をしていただくということから、平成22年度中に新市建設計画を葛城市の背丈に合った今の時世にあったものに見直し、財政計画を作成していく。限られた財源の中で、どれだけ市民サービスを向上していけるかということについては、予算もぎりぎりのところで組んでおり、大変なことではあるが、職員の知恵を結集し、議会の皆さんの知恵もいただき、住民の思いを受けながらやっていけるよう努力していきたいという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号についてであります。質疑では、特定検診を受けた場合、人間ドックの助

成を受けられない制度がありながら、特定検診の受診率が伸びない中で、人間ドックの助成の予算が、前年よりも減らされた理由は何かという問いに対し、平成21年度の予算では、助成費全てを人間ドック助成費と組んでいたが、実際の支出は、人間ドックを受けられた方は、特定検診を受けたものとみなすということから、人間ドック助成のうち7,505円は、特定検診助成費から支出をした。平成22年度予算は、1人当たり人間ドック助成費7,505円を差し引いた額で予算計上したので、減額となったという答弁がありました。

また、特定検診の受診率が当初の目標よりかなり低く、政権が変わり、後期高齢者医療制度がなくなるのであろうということから、この事業への取り組みが緩んでいるのではないかとと思われるが、受診率を上げるためにどのような取り組みをされたのかという問いに対し、平成21年度の目標は30%ということである。目標を達成するため、集団検診を日曜日の胃がん、肺がん、大腸がん検診とセットで受けてもらうようにしたり、平日の女性特有のがん検診とセットをしたり、また、受診者に対しアンケート調査を行った結果、結果が出るのが遅いとか、既に病院で受診中とか、毎年検診を受ける習慣がないなどの回答があった。個別検診において市内10カ所で受けていただいたが、新型インフルエンザの流行により受診者が伸びなかったということも一因として考えられ、結果として受診率が前年と変わらなかった。

平成22年度は、受診率向上に向けて、受診票送付時にわかりやすいパンフレットを同封するとか、健康づくり推進員によるPRや各種イベント、大字懇談会においても積極的にPRに努めたい。また、医師会に協力をいただき、医者からも積極的な受診を促してもらえるようお願いしていきたい。そして、アンケート調査にもあった検診結果が出るのが遅いという点に関して、いち早く受診者に送付する方法を、市としてできるだけ、できる範囲で努力し、1カ月程度で受診者に結果をお知らせしたいと考えているという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号についてであります。質疑では、平成22年度予算の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は、第4期介護保険事業計画に基づいたものか、それとも平成21年度の執行状況も勘案したものか、どちらであるのか。また、施設の介護にかかわる老人保健施設や特別養護老人ホーム、グループホーム等の現在の待機者状況はどのようになっているかという問いに対し、平成22年度の居宅サービス給付費については、平成21年度の委託介護サービスの利用状況が横ばいになっており、第4期介護保険事業計画でも低い伸び率を予想していたが、それ以上に低い状況である。しかし、予算計上は第4期介護保険事業計画ののっとった数字を上げさせてもらっている。特別養護老人ホームの待機待ちについては、昨年の県下一斉の調査で120名の待機者がおられたが、そのうち要介護3から5のすぐに入所していただきたい方は56名おられる。しかし、56名の中には、現在既に老健施設やグループホーム等を活用していただいている方もおられる。平成21年4月以降の入所状況としては、二十数名の方が入所されているが、今後も慢性的な待機待ちの状態が続くと見ているという答弁

がありました。

また、居宅介護住宅改修費の平成21年度の利用実績はどれぐらいあり、中でも非課税世帯の方の改修費を市が直接事業者へ支払った実績はどれぐらいあったのか。また、介護予防事業として、特定高齢者に対する予防事業の実績についても教えてほしいという問いに対し、住宅改修費の利用状況については、平成20年度実績で133件の利用があった。この事業については、低所得者には、要綱を定め受領委任という形で市から直接事業者へ支払う形をとっているが、問い合わせ等は何件かあったが、実際に支払った実績はない。予防事業については、身体的な機能低下が伺える方を対象とした運動教室を3回開き、43名の参加があり、認知症予防教室は20回の開催で14人の参加をいただいたという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号についてであります。質疑では、賃借料として120万円計上されているが、これは機構改革により、上下水道部が出来、下水道課が水道局の建物内に事務所を構えることにより発生するものと理解しているのかという問いに対して、使用料の賃借料として上げている120万円については、水道局の事務所を借りるための費用である。水道事業は、公営企業会計であることから、水道資産の一部である事務所、その土地代や事務所における高熱水費等を勘案した結果、月10万円の賃借料となったという答弁があり、また平成22年度事業完成後の下水道普及率は97.5%になる予測をされているが、当然100%の普及率を目指す中で、合理的な対応も必要になってくると思われるが、残りの2.5%の普及率の向上に向けて、将来的にどのように考えているのかとの問いに対し、現在残っているところは、平野部でも地形等の問題で残っているところもあるが、主に集落から離れた家が点在しているところが残っている状況の中で、昨年からそういったところの現況も含めてリストアップし、今後の計画の中でどういった対応をし、費用対効果を考えると合併浄化槽ということも視野に入れながら取り組みについて検討しているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号についてであります。質疑では、給食センターは地産地消を促進するための格好の施設であると思われるが、県内産野菜等消費率は12%と非常に低いのが現状である。市長は地産地消とよく言われるが、地産地消への取り組みを今から始めるという話をされているのか、既に推し進めているということではないのかという問いに対し、地産地消を推し進めていく中で、農産物の生産体制づくりも大事であり、昨年農業活性化推進協議会を立ち上げ、そこでこの問題について検討していただいているところである。当然地産地消のためにそういった食材を使用していただきたいのは山々ではあるが、量の確保の問題や、購入金額の問題など、まだ条件が全て整っていないところもある。現在は、當麻の家や、葛城食育研究会等のご協力によって、地産地消の推進に協力いただいているところであるが、今後は地産地消を推し進める中で、学校給食にいかに安くおいしいものを提供できるかということを検討し、いち早く反映させたいと思っているので、今しばらく見守ってほしいという答弁がありました。

また、平成22年度から給食費を200円値上げされるということだが、値上げに至った経緯に

ついて、学校給食運営委員会との合意に至った経緯も含めて教えてほしいという問いに対し、平成20年度当時の物価の高騰等により、平成20年、平成21年の学校給食運営委員会で、給食費の値上げについていろいろ議論をいただき、理事者とも協議を重ねた結果、唐突に値上げをすることもできないということで、平成21年度は一般会計から不足額を上乗せした合計1,800万円を繰り出し、値上げを見送った。しかし、市に負担をかけ続けることもできないので、昨年7月に、学校のPTAの役員等に集まっていただいて事情を説明し、学校においても、保護者の理解を得るためには十分な説明をしていかなければならないという思いから、給食の試食会などのいろいろな機会を見つけて、学校ごとに説明させてもらい、アンケートなどもとっていただいた。そして、昨年12月の学校給食運営委員会において、1人当たり400円の値上げの話を見せていただいたところ、値上げについてはやむを得ないと理解しているが、経済状況が悪化している現状で、できるだけ値上げを抑えてもらえないかという要望があり、検討した結果、保護者に負担をいただくのであれば、行政としても子どもたちのために協力させてもらおうということで、値上げは200円にとどめ、不足分は市の一般財源から負担することになったという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号についてであります。質疑では、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を改定する制度であり、平成22年度はその保険料の改定の年に当たるが、実際保険料はどれぐらい引き上げられるのかという問いに対し、被保険者数の伸び率や、被保険者1人当たりの医療費及び医療給付費の伸び率、そして後期高齢者負担率を換算した結果、均等割り額を3万9,900円から、4万800円に。所得割率を7.5%から7.7%に、それぞれ引き上げることになるという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号についてであります。質疑では、平成21年度予算で2,250万円計上されていた施設協力費の廃止や、受水費の増額に対し、企業経営の中でどのような努力をして減収を補おうと考えているのかの問いに対し、水道使用量は年々減少し、今後も増加は難しい状況であるが、萱地域での企業の事業計画が進むことにより、水道使用量が増加することに期待している。原水取水大字の協力を得て、自己水を確保し、最大限活用することに努めるとともに、施設の管理運営経費や住民情報にかかわる電算システムの共同化等の検討等により経費節減を図るなど、経営努力をしていきたいと考えているという答弁がありました。

次に、原水取水協力金について200万円増額しているが、旧両町のアンバランスを解消する内容に改善されたのかという問いに対し、原水の取水量に対し、當麻地区は立方当たりの単

価で支払い、新庄地区は総合的な支払いとなっている。支払内容に相違があり、平成21年度の中で、理事者を交えどちらかに統一するのがよいと検討したが、過去からの条件、経緯があり、今回は現状のままで一定の均等を図るということで努力をさせていただき、関係大字に話をして、総意を得たものであるという答弁がありました。

次に、各取水池の水質検査において、昨年あつてはならない死亡事故が起こったが、取水の方法等、安全対策は強化されたのかという問いに対し、2人体制で取水池の管理、巡回体制をとっており、2人でココセコムを持ち、一緒に行動することになっている。原水の取水については、平成22年度から池の中に入らず、浄水場で取れるような方法を考えていきたいという答弁がありました。

また、葛城市水道事業基本計画、地域水道ビジョン策定業務委託料が800万円計上されているが、基本計画の目的と、どういったところへ委託するのかの問いに対し、地域水道ビジョンは将来的な水道の運営に関することについての計画を立てるもので、具体的には、浄水場施設の設備について長年の経過の中で老朽化しているもので、これに伴う設備等の投資時期等を勘案し、予測を立てて更新していくための計画策定であり、水道事業を把握している専門的な知識のあるコンサルタントに委託していきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第18号の平成22年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

民主党鳩山政権が誕生して、初めての平成22年度の政府予算は、生活保護の母子加算の復活や、高校授業料の無償化など、国民の要求を反映した内容が含まれる一方、後期高齢者医療制度廃止や、障害者自立支援法の先送りなど、部分的な前進はあるものの、自公政権を退場させ政権交代の審判を下した国民の期待に背を向ける極めて不十分な予算案となっています。

平成22年度地方財政計画は、地方交付税の1兆1,000億円増額を打ち出しています。しかし、この上澄み措置は、地域活性化雇用等臨時特例費の9,850億円ですが、平成21年度の麻生内閣の1兆円の上澄み措置のうちの半額、5,000億円を廃止いたしますので、新たな上澄み措置は、

差し引き4,850億円にとどまります。実際は、地方税収の大幅な減収などもあり、国民市民の願いにこたえる増額とは到底言えないものであります。

平成22年度の地方財政対策では、過去最大の18兆2,168億円もの財源不足が生じ、国と地方が折半して負担をする建設地方債の増発1兆700億円、臨時財政対策債2兆3,189億円の発行などにより補てんすることとしていますが、財源不足は平成8年度以降15年連続をしています。地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の不足が生じる事態であり、法の規定に基づき交付税率の引き上げや抜本的な制度改正を行い、地方の財源を補助すべきであり、自民党政権と同様の財源の補てん措置はやめるべきであります。

葛城市の平成22年度一般会計予算は、マイナス5%の枠配分や、土木費の大幅削減など歳出の削減を図ったものの、市税の減収など収入が伸びず、前年度に引き続き財源不足が生じ、財政調整基金等の積立金から3億5,880万円の繰り入れ等によって、収支の均衡を図っています。

近年の財源不足は、普通建設事業費の増高や、生活保護費などの扶助費など、財政需要がふえるもとの、三位一体の改革による地方交付税や国庫補助負担金等の大幅な削減が原因になっていることは明白であります。

平成22年度の個人市民税は、4,730万円の減収見込みとなっています。定率減税の廃止や、年金課税の強化による増税、平成19年に実施された所得税から住民税への税源移譲にもかかわらず、ますます深刻化する経済情勢の中で、増税や税源所得を上回る市民の収入減によって、個人市民税が減収となったものであります。市民の厳しい生活実態の反映と言わなければなりません。固定資産税は、土地で7億6,500万円。前年比2.9%の減となっていますが、地方の地価公示価格が18年連続して下落をしているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されておりません。

この最大の原因は、平成6年の評価替えの際に政府自治省がこれまで地価公示価格の2割から3割だった評価額を、一気に7割へ引き上げるとともに、急激な負担による国民の批判をかわすために、負担水準制度を導入したことによって、地価の下落と税負担の連動を断ち切ったためであります。固定資産税は、土地からの収益ではなく、その固定資産を所有していること自体に税の支払い能力を認め、資産評価に応じて課税するものであります。どんな大金持ちでも、低所得者でも持っている固定資産の評価が同じであれば、税負担は同じという税であります。現行の課税措置は住民生活の実態や、地価の大幅な下落が反映をされず、憲法25条が補償する市民の生存権を脅かすものであり、認めがたいものであります。

次に、寄附金、住民負担の問題についてであります。防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1に当たる防火水槽設置給付金の地元負担、ホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担金など、寄附金の名による177万1,000円の負担は認められません。廃止を求めます。住民の安全や健康福祉を守り充実をすることは、地方自治体の責務であり、市の責任で率先して整備されるべきものであります。地方財政法第4条の5割当的寄附金の禁止の規定に照らしても、寄附金の名目で地元負担を徴収することは、認められないものであります。

次に、防犯及び交通安全対策についてであります。平成21年度より大字間の防犯灯の設置については、2万5,000円の範囲で、市が全額負担する改善が実施されました。評価できるものでありますが、サービスは高く負担は低くの約束を守り、街灯、防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の早急な廃止を求めるものであります。大字間や通勤、通学道路は、大字要望と合わせて、市が計画的に設置することを求めるものであります。

次に、人権政策課の忍海集会所移転についてであります。同和教育等の拠点だった等の理由で、人権政策課を忍海集会所に移転させることは、既に同和対策が終結をし、融合が進んでいるにもかかわらず、再び同和対策中心の行政に回帰することにつながるものであり、賛同することはできません。人権政策課は男女共同参画の促進など、広く市民とのかかわりを広げ深める取り組みが求められます。相談者等の利便性から考えても、新庄庁舎内に統合し、忍海集会所は地域住民の自治、生活向上の拠点として活用すべきであります。

次に、障害者福祉についてであります。平成18年10月に施行された障害者自立支援法によって、障害を自己責任とする立場から、障害者が利用しているサービスや公費負担医療は、障害者が利益を受けるものだとし、その利益に対して負担する応益負担の考え方が導入され、これまで障害者福祉サービスは収入に応じた負担方式でほとんどの人が無料で利用できたものが、原則1割の定率負担が導入されました。わずかな年金収入や工賃収入、家族の支援が頼りの障害者にとっては大きな負担であります。自立どころか、障害者と家族の自立への希望を踏みにじるものであります。この改悪で、障害者の負担増の総額は700億円、逆に国の負担は350億円も削減されています。やるべきことがあべこべであります。障害者の自立と社会参加を妨げるもので、到底容認できません。葛城市独自の負担軽減と所得補償、事業者への支援が求められています。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。事業系ごみ手数料が10キロ当たり100円から150円に、50%もの値上げが実施されます。厳しい経済情勢の中で地域経済を担い雇用を支えている地元商店、事業者の経営を顧みない仕打ちであります。循環型社会の形成を目指し、これから市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化やリサイクルに取り組もうとしているときに、経費の削減、他市からのごみの搬入を抑制するためにと、商店事業に負担と責任を負わせることは、協働の取り組みに水を差すものであり、認めることはできません。

次に、農業振興についてであります。日本の食糧自給率はカロリーベースで40%、先進国最悪の水準に落ち込んでいます。世界的な食糧危機が予想される中、思い切った生産の拡大、地域農業の活性化が求められています。本年は、民主党政権のもとで水田農業構造改革推進事業による減反、転作の政策を転換する個別所得補償制度推進事業がスタートいたしました。水稲に対して、反当たり1万5,000円の補償が実施されることになりましたが、到底生産費を賄えることにはなっておりません。米価は平成6年の60キロ当たり2万2,000円から、平成19年には1万3,000円と40%以上も下落をしています。米作農家の1時間当たりの労働報酬はわずか325円と劣悪で、大規模な生産者でも生産費を賄えない状況になっています。このままでは、農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます窮地に

追い込み、衰退させてしまいます。農業を基幹産業と位置づけ、基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点配分し、家族経営を中心にした農業経営を支援し、あわせて集落営農の発展を目指すべきであります。

都市基盤整備道路整備事業についてであります。まちづくり交付金事業や街路事業、緊急地方道路整備事業など、膨大な事業費を投入する基幹道路中心の整備事業から、住民の身近な就学内道路や、通学路、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設のバリアフリー化などを計画的に進めることを求めます。何よりも、今日の社会経済情勢や葛城市の財政状況が反映された新たな財政計画のもとで進めるべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。大規模災害に備えるとして、国や県のいいなりに、奈良県市町村消防の広域化を進める協議会が設置をされ、住民や議会を無視した消防の広域化が強行されようとしています。ところが、全国では、消防本部の統合に必要な協議会を設置した地域は約14%にとどまり、人口の少ない地域の消防署や職員が減るのではないかと、財政規模の違う消防本部間では、職員給与や機材に差があり、うまく統合できるか心配などの声が上がっております。本市、消防署の実態は、救急出動等の増加により、非番職員への非常招集が常態化し、職員に過剰な負担がかかっています。今やるべきことは、市民の生命財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員など、消防力の充実、強化を図ることです。近隣市町村消防との連携、協力の強化を進めることです。

消費者相談事業の拡充、磐城第二保育所の建設、緊急雇用創出事業など評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により、反対せざるを得ません。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程をされております議第18号 平成20年度葛城市一般会計予算の議決について、賛成の立場で討論をいたします。

本予算では、歳入歳出予算それぞれ125億3,000万円が計上されており、昨年の当初予算に比べ厳しい経済状況下の中で、予算査定の精査に一層力を注ぎ、行財政改革を取り入れて8,400万円の減額となり、0.7%の縮減となった予算が計上されてあります。その歳入面では、全体の3割強を占める市税収入が、停滞する経済の低迷により、昨年よりさらに減額となる見込みであり、厳しい財政運営をひっ迫する事態であります。国の地方財政対策において、地方交付税の増額が見込まれるものの、基金からの繰り入れ、市債の発行と捻出に一定の努力をされたことで、財源の中から収入の確保をされているところでございますが、今後は、一層増収に向け全庁的な取り組みを求めておきたいと思っております。その厳しい財政運営の中において、本予算に計上されている事業については、行財政改革の一環である機構改革に基づく職員の定数管理による人件費の抑制に努めていると伺えますが、住民本意の行政サービスの低下にならないよう、十分な管理体制のもとで実施を願いたい、このような思いでございます。また、本予算で計上されている事業の仕分けにおいては、市民との協働による事業の

実施について一定の評価をするものであります。さらに実施に向け、市民への理解、同意を求め、努力を求めておきたいと思っております。

また、各種新規事業においては、国の子育て支援策の柱である子ども手当事業が、従来から実施されている児童手当給付の拡充によるものでございます。事業の運営には、給付等対象者が拡大していることから、十分な準備をいただいて市民への周知をお願いしたいところであります。

また、県からのモデル事業として指定された、子ども若者支援事業、また市長の公約の1つでもあります市民税の1%分の還元として新たに実施をされる市民活動支援事業等には、市民協働のまちづくりにおいて期待のかかるところでございます。

また、継続事業では、新市建設計画に基づく新クリーンセンターの建設事業、尺土駅前周辺整備事業等今後も地元の同意と理解のもと、予算執行には十分な効果が見られますよう努力をしていただきたい、このような思いでございます。

また、引き続き事業を推進していただく学校施設耐震化事業においても、教育現場の安心・安全の体制づくりへ取り組んでいただくものでございます。厳しい財政状況の中において、おおむね葛城市のまちづくりの指標として計上いただいている各予算の各事業は、評価ができるものとして認めるものでございます。今後、各事業の効果等その都度検証しつつ、国の施策等による新たな財源等の動向をキャッチしていただいて、行政当局が一丸となって住民福祉の向上に取り組んでいただくことを願うところでございます。

以上のような所見を申し述べて、賛成の討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第19号の平成22年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、合併前の「サービスは高く、負担は低く」の約束にもかかわらず、医療費の大幅な伸びや加入者の増加等を理由に、平成18年度に平均をして17%を超える大幅な税率の引き上げが実施をされました。定率減税や老年者控除の廃止、介護保険料の引き上げなど、市民、加入者の暮らしと経営が大変な状況になり、市民の暮らしにとっては過重な負担となりました。もともと国保の加入者は、所得の低い人が多く加入している保険

であります。ところが、国保税は収入がなくても少なくとも、平等割や均等割り、資産割がかかり、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない人がふえ、滞納世帯は、国保加入世帯の21.72%に及び、国保税が払えなくて、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証が発行されている世帯は、122世帯、そのうち28世帯は保険証が公布されず、市役所に保管されたままになっています。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対し、安易な短期保険証の発行はやめるべきであります。加入者の実態に即した、葛城市独自の減免制度をつくり、滞納の発生を未然に防ぎ、だれもが安心して医療にかかれる国保制度の確立を求めるものであります。

葛城市の平成19年度の1人当たりの医療費は34万6,941円で、県下で一番低いにもかかわらず、一般会計から3億円を超える繰り入れをしなければ予算が組めないという状況になっています。これは、国保制度そのものに根本的な欠陥があることを証明しています。国保制度は国の責任で、国民に医療を補償する社会保障制度であるにもかかわらず、国保財政が困難に陥り、国保税の引き上げが続いてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を総医療費の45%から38.5%に負担率を大幅に削減したことが、最大の原因なのであります。国保財政の健全化を加入者の負担に求めるのではなく、国にこそ、削減された国庫負担率を戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険事業として特定検診が導入されました。メタボリックシンドロームの予防改善に、保険者は腹囲の測定を軸に、メタボリックシンドロームの加入者を見つけ出し、保健指導を行うことを義務づけています。重大なことは、検診の受診率や保健指導の改善率等が国の参酌基準に達しなければ、後期高齢者医療に10%の支援金の加算というペナルティが課せられることでもあります。検診の趣旨をゆがめ、肥満者が肩身の狭い思いをさせる保健事業は本末転倒であります。また、検診に対する1割の負担も、加入者にさらなる負担を強いるもので同意できません。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、西井君。

西井議員 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、制度創設以来国民皆保険体制の中核として、社会保障制度の重要な役割を担い、地域住民の医療確保と健康保持増進に大きく貢献してまいりました。しかし、急速な少子高齢化や、昨今の経済不況を反映した被保険者の負担能力の低下、医療技術の進歩などにより、厳しい財政状況が続いております。

このような状況のもと、医療保健制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営をするために、さまざまな制度改革が行われてきたところであります。特定健康診査、特定保健指導の義務化に伴う保健事業など、保健医療改革の柱に沿った取り組みと、効率的かつ円滑な運営に伴うための予算編成をされたものであると判断いたします。

以上のような趣旨から、平成22年度の国民健康保険特別会計予算につきましての、賛成討

論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第21号の平成22年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

今、介護保険特別会計予算は、第3期介護保険事業計画に基づき実施された1号被保険者の保険料の改定で、基準月額2,650円から一挙に54%、1,450円も引上げられ、全国平均4,090円を上回る月額4,100円とされ、年間1万7,400円もの負担増を、第4期介護保険事業計画に引き継いだものであります。保険料の大幅な負担増は、高齢者の生活に深刻な影響を与えています。年金収入が年額18万円に満たない普通徴収の方々の収納率は年ごとに低下し、平成17年度の91.6%から、平成21年度には85.6%と6ポイントも低下し、滞納額は2,390万円を超えています。意図して払わないのではなく、生活の困窮が進む中で、払いたくても払えない状況になっているのであります。高い保険料の最大の原因は、介護にかかる国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかもこのうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分される調整交付金であります。全国市長会や全国町村長会が繰り返し要望しているように、この調整交付金は、25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。さらに、平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護保険施設の居住費を介護保険の対象から外され、原則と

して、食費や居住費の全額を利用者負担とされました。

この結果、大幅な利用料の負担となって、利用が抑えられ、サービス給付の見込みが事業計画を下回っている、こんな状況になっています。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な、市独自の減免制度の整備が求められております。

さらに、地域支援事業の実施によって、これまで国、県、市が分担して全額公費で実施されてきた高齢者の保健福祉事業を、介護保険事業に取り込んで、その費用を介護保険で賄うこととされました。この改定で、国は介護保険予防事業にかかわる国庫負担を減らしましたが、その分介護保険料の引き上げになるのであります。介護予防の取り組みを充実すればするほど、保険料がその分だけ値上げに結びつくのであります。こんな仕組みはやめるべきであります。特別養護老人ホームなどの施設料に対する大幅な負担増や、軽度の人の介護サービスの切り捨てなど、これまで政府が盛んに言ってきた、家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度の宣伝文句は、全くの偽りであつたと言わなければなりません。

我が国の高齢化社会へのテンポは、平成27年には高齢者の1人暮らし世帯が、高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。2年、3年と待たなければ入所できない特別養護老人ホーム、本市の待機者は120人にもなっています。ショートステイもいつも満杯の状況で、高齢者家族の緊急事態に対応できない状況です。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者の参入に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手をすべきであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 議第21号 平成22年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

現在、経済状況など、高齢者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。高齢者の生活上の安全・安心、健康を確保するために、保健医療福祉を取り巻く環境の変化などに適切に対応することが求められ、平成21年度から始まりました第4期事業計画期間においては、介護従事者の処遇改善や介護基盤の緊急整備など国の対策が講じられました。高齢者の生活を地域で支えるためには、居宅サービス及びデーサービスなど福祉ニーズを的確に把握するとともに、介護を受ける人、またその家族に対して必要な支援が行き届くことが必要であり、高齢者の方々が安心して暮らしていけることにつながると考えます。

第4期の2年目となります平成22年度におきましても、引き続き葛城市介護保険事業計画の施策を着実に推進できるよう努めていただき、高齢者福祉の向上により一層取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。
日程第25、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第27号の平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保等無理やり脱退をさせられ、有無を言わず後期高齢者医療制度に加入させられ、全ての加入者から保険料が徴収されることになりました。本年は2年ごとの保険料の改定によって、保険料の値上げが強行されました。所得割が7.5%から0.2%引き上げられ、7.7%に。均等割は3万9,900円から600円引上げられ、4万500円となり、1人当たり1,679円増の平均年間保険料額は6万3,381円になります。保険料の引き上げは認めるわけにはまいりません。保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加や後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みは、高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度であります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ保険証をとり上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが導入されています。これまで、75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として国が医療に責任を持つことになっていましたので、被爆者

や結核患者等と並んで、保険証のとり上げが禁止をされていました。これが、後期高齢者医療制度の発足と同時に、老人保健制度が廃止され、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたものであります。さらに、後期高齢者が受けられる医療を制限し、年齢で差別医療を押しつけようとしています。74歳以下の人に対する医療とは、診療報酬を別建てにするなど、後期高齢者の診療報酬を改定し、高齢者担当医のみを対象にした後期高齢者診察料を包括払いとし、上限をつけるなどであります。高齢者の医療内容の劣悪化、病院からの追い出しを加速するものであります。後期高齢者医療制度の導入のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることであり、医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療制度特別会計予算は認めることはできません。制度の中止、廃止を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、中川君。

中川議員 議第27号の平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険制度につきましては3年目を迎えるわけですが、国においては、高齢者医療の円滑な運営のため、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置や、低所得の被保険者に対する軽減措置についても、制度を廃止するまでの間継続すると示されたところであります。高齢者の方々に安心して受け入れていただけるような運営に伴う予算編成をされたものであると判断いたします。

以上のような趣旨から、議第27号 平成22年度後期高齢者医療保険特別会計予算につきましての賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時40分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29、発議第1号 核兵器廃絶と恒久平和の実現を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井君。

赤井議員 ただいま上程賜りました発議第1号核兵器廃絶と恒久平和の実現を求める意見書について説明させていただきます。

「ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者」この訴えは、原子爆弾による被害を体験した唯一の国に住む私たちの心からの叫びであります。しかし、核兵器は未だに世界に約2万1,000発も存在するとされており、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていません。2000年の核拡散防止条約（以下NPTという）再検討会議での全面的な核兵器廃絶の約束を受け、日本労働組合総連合会、原水爆禁止日本国民会議、核兵器禁止平和建設国民会議は、2005年のNPT再検討会議に向け、核兵器廃絶1,000万人署名に取り組み、847万3,552人の署名を日本政府及び国連に提出しましたが、こうした国内外での核兵器廃絶の世論の高まりにもかかわらず、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、NPT体制そのものが危機的状況に直面しています。また、現在は、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは、NPT体制を大きく揺るがしています。

核兵器は、核兵器の廃絶と恒久平和のため、本市においても、平成20年9月29日に、葛城市非核平和都市宣言に関する決議を行っており、政府におかれても被爆65周年を向かえる、2010年に開かれるNPT再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、軍縮不拡散外交に強力に取り組むことを次のとおり要請します。

1、政府は、国是である非核3原則を堅持するとともに、2020年までの核兵器廃絶を目指して、平和市長会議が提唱する核兵器廃絶のための緊急行動（2020ビジョン）を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、非核兵器地帯構想が、世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、世界各地で非核兵器地帯条約が実現するよう、国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想の具体化を早急に検討すること。

3、NPTの遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発行、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始に及ぶ早期妥結に向け、原子爆弾による被害を体験した唯一の国にふさわしい態度で、直ちに核兵器廃絶を目指し、国際交渉に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第30、一般質問を行います。

申し上げます。去る3月8日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に5番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

5番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

本定例議会においては、平成21年度での事業実施における状況のもと、その事業執行を当初予算計上から見た執行残の不用額、事業完了における国、県からの補助金確定により、歳入歳出の各会計から補正予算が上程され、また市民サービス向上に向けた条例制定や、国の法改正による条例改正等、多くの付議事件の審議がある中において、平成22年度葛城市の行政事務事業全般にわたる一般会計並びに特別会計、企業会計の各予算が上程されたところでございます。本日、先ほどまでの本会議では、その付託議案において、慎重に審査をされた付託委員会での審査報告に基づき、全ての議案が議決をされたこととございます。これからの葛城市財政を取り巻く厳しい状況下のもとで、より一層行政当局にはその各事業の執行において、明確なご判断のもと、さらなる行政サービスの向上に向け、一丸となって取り組まれることを求めているところとございます。

さて、国においては、昨年総選挙で政権交代が実現し、民主党中心の新たな連立政権が確立され、国民の期待を一心に公約実現に向けスタートしたところではございましたが、残念ながら、政治不信の問題をはじめ、政府閣僚の見解も統一性がなく、ますます政治に対する不信がつのるばかりであり、国民の期待を裏切る結果となっています。このような状況下において、地方を預かる各自治体の役割は、現場の声を通して常に公平なサービスを提供できることを主眼に、生活へ密着した政策実現に向けての意見を集約し、行政事務の効果的、効率的な運営を推進するよう図っていただきたいと、その使命の重さを感じていただかなければならないと思っております。

そのような観点から、平成22年度の事務事業を計上した平成22年度予算に対して、関連した事業の取り組みについて、また事業に対する要望等を申し述べ、あわせてご見解を求めてまいりたいと思います。

まず、平成22年度予算については、平成21年度当初予算より、一般会計においては8,400万縮減され、率にして0.7%の緊縮した予算となっています。各事業の財源となる歳入では、自主財源比率が前年より5ポイントも下がり、40.5%となる見込みとされ、ますます交付税等を含む依存財源に頼らざるを得ない傾向が強まっている状況であります。しかしながら、さきに述べましたように、国は地方主権の財源運営を強調しており、地方では、さまざまな協議のもと、新たな財源を発掘し探す手立てを模索しているのが現状であります。

そこで、本市においても、平成21年度より実施をいたしております市の提供する事業において、一部協賛有料広告等の経費により、その運営並びに収入の一助となる取り組みを確立いたしておりますが、その後の経過と、これからのご見解をお示し願ひ、あわせて市の各公共施設等利用に伴う使用料減免制度のあり方についても、現状の財政状況に基づいてご所見を求めておきたいと思ひます。

次に、本予算では、国の新たな子育て支援策の柱である子ども手当制度による予算措置が組まれております。この間、さまざまな少子、高齢化に対する議論が行われ、子育てに要する負担軽減として新たに創設された子ども手当事業は、当初民主党が主張していた全額公費で実施する子ども手当とは全く違ったものであり、従来の児童手当の枠組みを活用して、その支給対象を広げ、給付額を上乗せさせたものであります。これは、我が公明党が児童手当を中学3年生まで対象拡大、支給額も倍増をとマニフェストに掲げたことを実質的に実現するものであり、先日の衆議院予算委員会においても、賛成の立場として対応をしたところでございます。ただし、この事業においては、平成22年度の単年度事業とし、平成23年度以降については、支給額をさらに上乗せする民主党のマニフェストに掲げた、1人2万3,000円の支給に対する財源確保に伴う、税制改正には慎重な議論をせざるを得ないところでございます。

そこで、お伺いしたいのは、さきの政府が示した子ども手当に充当させる財源として、個人所得課税における特別扶養控除撤廃は、地方税に対してどのような影響があり、地方が実施している各制度において受ける影響が危惧されていることについて、具体的な実情の事例を掲げてご説明を願ひたいと思うところでございます。

次に、少子高齢化対策の観点に対して、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、予防事業の取り組みについてであります。我が国における乳幼児の予防接種では、予防接種法に定める定期接種と任意接種として各自治体単位で実施されており、その効果において乳幼児の死亡率も低下の一途をたどり、子育て支援の役割の一助となっていることは周知のとおりでございます。しかしながら、医療の進歩に伴い、新たなワクチンが開発されている現状であるにもかかわらず、日本はこれまでワクチン後進国と指摘され続けてまいりました。

こうした現状を打破する一歩として、我が党が推進して現状の各自治体において新たな事業として、乳幼児期に発生する細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成が進んでいるところでございます。従来、高齢者の方々への接種管掌として進められてきた肺炎球菌ワクチンは、本年2月から小児用が認可となり販売となったところでございます。例年交付をされている母子手帳によりますと、本市では300人を超える新生児が誕生いたしております。是非、公費助成制度を確立し、全額自己負担のための経済的負担の重さが指摘されているところに対応する事業の推進に向け、ご検討をいただきたいところでございますが、県下の状況もあわせてお示しを願い、今後のご見解を求めてまいりたいと思っております。

また、さらにこのほど女性特有のがんであります子宮頸がんの予防ワクチンが開発され、日本で初めて認可をされたところであります。がん医療の進歩による予防できるがん対策として画期的な成果であり、平成21年度からがん検診事業の拡充とあわせて実施をいたしております検診事業とセットにして、ほぼ100%予防ができる効果が見込まれていることから、ワクチンの重要性に今改めてスポットライトが当たっている状況ではないでしょうか。

本市では、平成21年度より健康づくり推進事業の一環として、国の制度による女性特有のがん検診事業の取り組みが実施され、平成22年度においても継続する予算措置が組み込まれております。子宮頸がんワクチンの接種につきましても全額自己負担のため、やはり経済的な負担軽減を指摘する声で、公費助成の流れは加速することになろうと思われませんが、この事業に対するご見解もお伺いしておきたいと思っております。

2点目は、昨年11月全国一斉に公明党議員が高齢化を取り巻く環境整備の一環として現場の声を集約し、今後の政策に反映させるべく、介護保険に対する総点検運動として、アンケート調査をいたしました。その結果、全国で約40万人にも及ぶ介護事業に携わる関係者の皆様方からさまざまな声を聞くことができたところでございます。

本市においても、市包括支援センター等ご協力をいただき、また市内で介護事業を展開する各事業所関係者の皆様のご協力を得て、100名以上を超えるアンケートを回収させていただきました。改めてご協力をいただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この間のアンケート調査に基づき、現状の介護保険事業における問題点、並びに今後の要望や改善点等を集約した新公明介護ビジョンを策定し、先日鳩山総理に我が党の山口代表から手渡されたところでございます。今後、国においてもその内容を熟知した上で、

今後の介護現場に反映された施策の実現に向け、期待の高まるところでございます。

本市においても、さきの介護保険特別会計予算の審査の中にも議論がございましたように、本市の要介護認定者、並びに介護家族のさまざまな要望では、やはり施設入所の問題、通所、居宅サービスでの対応等について、多くの問題点が指摘されたところではございますが、今後介護保険事業計画第4期の事業が展開していく中であって、これからの課題について見直しをしなければならない点等、これからの事業計画におけるご見解を求めておきたいと思っております。

次に、生活道路のインフラ整備についてお伺いをいたしたいと思っております。

昨今の市街化区域が拡張されることに伴い、市内の生活道路整備においても、その重要な役割は安全・安心なまちづくりの観点からも多くの重責を担っております。とりわけ幹線道路の渋滞は近年ますます深刻化の一途をたどり、さまざまな地域において、その計画道路の整備の状況は、市民にとっても生活環境に影響する大きな要素であると思われてなりません。

そのような中で政権交代が実現し、コンクリートから人へという定義の中、公共事業が抜本的に見直されて、効果的なインフラ整備にも影響が出ている現状であります。市内を走る県道御所・香芝線、通称山麓線の通行車両は、南阪南道路の開通に伴い、その交通量の増加は著しい限りであり、国道165号線、大和高田バイパス第4工区の着工が望まれておるところであり、その進捗状況には、多くの市民が説明を求めているところであると思われまます。

そこで、現状の状況下の中、これからの対応については、さきの市長の施政方針にも少し触れておられましたが、平成22年度の対応を含めた現場の所見を求めておきたいと思っております。

最後に、市の事業において現在進めております学校施設の耐震化についてもお伺いをしてまいります。たびたび私の一般質問でも取り上げさせていただきましたように、学校施設の耐震化については、国の整備基準の改定等により、補助事業の内容を精査し、いち早く適応基準にあった施設整備に取り組んでいただいておりますことには感謝をいたしますとともに、補強等で安心・安全な教育環境にご尽力をいただいております、大いに評価をいたしておるところでございます。

さて、平成22年度においても、さらに平成21年度から継続事業等で耐震工事の予算が計上されておりますが、耐震化の進捗状況について、その現状と今後の経過について、耐震化率等をあわせてお示しを願いたいと思っております。

また、さきの議員全員協議会において、その概要が説明されました。葛城市地域新エネルギービジョン策定の状況の中、地球温暖化対策に伴う、新エネルギーの開発に公共施設への太陽光発電によるクリーンエネルギーの導入としての計画方針が施されております。その今後の方針として扱うものであるという認識はいたしておりますが、その項目には、学校施設への太陽光発電装置の導入基本方針が掲載をされています。このような方針に基づき、今後ご検討いただく中において、現状のご認識を再度求めておき、さらに今後のご見解をお示し願いたいと思っております。

質問は、以上でございます。いつもながら多岐にわたっての質問ではございますが、関係部局等におかれましては、明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

なお、再質問につきましては、本定例議会より質問席を設けていただきましたので、こちらからさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいま5番、朝岡議員から企画部の方にご質問いただきました、市税の減収による自主財源比率の低下から、広告収入や使用料減免等収入確保の取り組みについてというご質問をいただいたわけでございます。平成21年度取り組んでおります状況等についてご報告申し上げます。

広報葛城と市ホームページ、また公共バスにおきまして、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、平成21年度より有料広告の掲載を行っておるところでございます。掲載料といたしまして、広報誌につきましては1掲載号1件につき1万円、ホームページにつきましては月額1万円、公共バスにつきましては月額1,000円から4,500円との値段設定を行っております。平成22年2月現在で、合わせて9件の申し込みがあり、合計25万2,000円の収入済みとなっております。また、公用車の廃車に伴いまして、インターネット購買を実施いたしましたところ、査定価格がゼロ円の車を10万円で売却することができました。この方法も財源の確保の有効な手段であると考えております。現在、有料広告のPRにつきましては、市商工会の協力もいただきながら進めているところでございます。今後、市内企業への積極的なPRを行うとともに、事業主の意向を把握しながら広告媒体としてどのようなものが利用できるか、各課が知恵を出しながら拡充してまいりたいと考えております。

また、各施設の使用料減免措置についてでございますが、市民間の公平及び適正な利用負担を求め、葛城市集中改革プランに掲げる行政改革の取り組みとして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、企画部としての答弁といたします。

ありがとうございます。

下村議長 大武総務部長。

大武総務部長 朝岡議員のご質問の2点目でございます。

国の税制改革に関連いたしまして、市民税等の影響という件でございます。今、国の税制改正法案につきましては、現在、衆議院の財政金融委員会に付託され審議を進められております。衆議院では既に可決となっているところでございます。

この平成22年度の税制改正につきましては、控除から手当といった観点からの扶養控除の見直し、環境や健康等への影響に配慮した見直しの第一歩といたしまして、たばこ税の税率を値上げ、また新しい公共を支える市民広域税制の拡充などとなっております。

ご質問いただいております所得税、住民税の扶養控除廃止の内容につきましては、子ども手当の創設と相まって、15歳までの年少扶養親族に対する扶養控除、所得税につきましては38万円、住民税につきましては33万円の廃止と合わせまして、高校の実質無償化に伴いまして、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分、所得税につきましては25万円、住民税につきましては12万円の廃止となっております。所得税への影響というこ

とでございますが、これは平成23年分から影響がございます。また、住民税への影響につきましては、平成24年度分からの適用ということになっております。

この扶養控除廃止による影響額につきまして、一例を申し上げましてご説明を申し上げますと、例えば夫が自営業で年収が500万円、妻が専業の主婦、子どもが高校生と中学生の2人、この4人家族の場合で計算いたしますと、当該扶養控除が廃止されますと、所得税への影響額は3万2,000円の負担増、また住民税への影響額は5万4,000円の負担増となってまいります。そして、この家庭で中学生1人分の子ども手当が平成22年度で月額1万3,000円、年額で15万6,000円が支給されるわけでございますけれども、所得税、住民税の負担増と子ども手当の収入の増、これを差し引きいたしますと、この家庭で7万円の収入がふえるという計算になるわけでございます。また、国民健康保険税への影響につきましては、扶養控除前の総所得に対しての課税ということでございますので、影響はございません。

現在、国の議論といたしましては、平成21年12月に行われました政府税制調査会におきまして、住民税、所得税の扶養控除を見直した場合の他制度の影響という資料を提出され、その議論の中で、総務省の小川総務大臣政務官は、「税額の変更が直ちにこうした負担増につながるよう、経過措置も含めて万全の対応を各省庁の調整のもとで是非とってまいりたい」と答弁をされております。

また、本年2月23日には、財務省や総務省などの政務官らで構成いたします控除廃止にかかわるプロジェクトチームの初会合が開かれまして、扶養控除廃止の影響を極力縮小するために、緩和措置などの導入の検討を行いまして、7月ごろまでに政府の税調に報告される予定という運びになっております。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

下村議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 5番、朝岡議員の方からいただきました保健福祉部に関しましてご質問にお答えいたしたいと思っております。

最初に、ヒブ肺炎球菌ワクチン公費助成の見解はということでございます。まず、ヒブとは、インフルエンザ菌B型という細菌でございます。昔、冬にはやるインフルエンザの病原体と間違われ、まぎらわしい名前になっておりますが、全く別のものがございます。ヒブによる重症感染症には、髄膜炎などがありますが、日本では毎年600人程度がヒブに感染し、そのほとんどが5歳未満の子どもたちで、その半数は零歳時から1歳児でございます。年間20人から30人の方がお亡くなりになり、後遺症を残す子どもが100人以上となっております。また、髄膜炎も、初期は胃腸炎と区別がつかないことが多く、診断が大変難しいことと、抗生物質がなかなか効かないヒブがふえてきており、最近では、治療もとても難しくなっております。ヒブは普段小さいお子さんの鼻の奥に潜んでいて、危険な幼児でも5%から10%はヒブを保菌しています。一方で、3歳を過ぎますとヒブに対する抗体が出てきますので、保菌者は少なくなり、ヒブによる重症感染症も減少してまいります。

次に、肺炎球菌ワクチンでございますが、肺炎の原因細菌であります肺炎球菌に対するワ

クチンのことをございます。この肺炎球菌のワクチンは、インフルエンザとのワクチンとは異なり、一度接種いたしますと5年間効果が持続し、高齢者や基礎疾患を有する患者においては、肺血漿や髄膜炎などの重症感染症を約60%から80%防ぐと言われてはいますが、一方ではその効果を疑問視する報告も一部ございます。肺炎は、我が国の死因第4位で、その90%以上が65歳以上の高齢者の方でございます。肺炎はいろんな原因によってかかりますが、高齢者に肺炎が多い理由には、この肺炎球菌による肺炎だけではなく、口腔内の細菌変化、気道の粘膜線の機能障害、呼吸器系の免疫機能の低下なども関係していると考えられています。

予防接種が進められているのは、特に65歳以上の高齢者で、呼吸器、心臓の慢性疾患の方、糖尿病の方、腎機能不全の方、肺疾患のある方などです。ちなみに、70歳以上の肺炎の原因は肺炎球菌が一番で、ほかにも多様な原因がございます。5年で抗体がピーク時の8割に低下しますが、5年以降も効果は残ります。子どもは大人とは病状が少し異なりますので、小児の肺炎球菌感染症としての疾病となります。大人だと肺炎になることが多いのですが、子ども、特に2歳児以下では、脳を包む膜にこの菌がつく細菌性髄膜炎が多く見られます。小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ようやくことしの2月から発売になりました。

ヒブワクチンの接種費用は、1回7,000円から9,000円程度、生後2カ月から7カ月未満の乳児では4週から8週間隔で3回接種し、その1年後に1回接種が必要なため、計4万円程度となりとなります。小児用肺炎球菌ワクチンは成人用肺炎球菌ワクチンとは全く違うもので、接種費用は1回9,000円から1万円程度で、生後7カ月未満の乳児では、それぞれ4回接種が必要なため、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチン両方合わせて6万円から8万円の費用が必要となります。なお、生後7カ月から1歳未満は3回、1歳は2回、2歳から9歳が1回のみとなっております。成人用肺炎球菌ワクチンは、2歳以上で、接種料は1回6,000円から9,000円程度でございます。

現在、奈良県下ではヒブワクチン予防接種の一部助成をしている自治体は、生駒市と天川村で、助成額は生駒市が1回当たり3,000円、天川村が全額となっております。平成22年度から新たに助成措置を講じる予定の市町村は、奈良市、斑鳩町、川西町、吉野町、下北山村、川上村で、助成額は接種費用の3分の1程度、1回当たり2,000円から3,000円となっております。また、70歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチン接種の一部助成をしている市町村は、橿原市、桜井市、河合町、上北山村で、1回当たり2,000円から4,000円となっております。

平成22年度から新たに助成措置を講じる予定の市町村は、斑鳩町、広陵町、下北山村で、助成額は接種費用の3分の1程度、1回当たり3,000円となっております。なお、小児用肺炎球菌ワクチンの発売が開始されたことによりまして、天川村が小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の全額助成をこの平成22年2月から開始されております。

次に、子宮頸がんワクチン接種についてございます。子宮頸がんは、他のがんと違い、その原因が解明されているがんで、それゆえに予防が可能な病気でございます。子宮頸がんの原因は、ほぼ100%がヒトパピローマウイルスHPVというウイルスの感染でございます。ヒトパピローマウイルスには、ハイリスク型とローリスク型があり、子宮頸がんを引き起こ

すのは、発がん性HPVと言われるハイリスク型のみでございます。多くの場合、性行動によって感染すると考えられていて、発がん性のハイリスク型HPVは、全ての女性の約80%が一生に一度は感染すると報告があるほど、とてもありふれたウイルスです。子宮頸がんワクチンで防げるハイリスク型HPVの16型と18型は、11歳から14歳の女兒に接種いたしますと最も効果があり、成人女性にも有効であるとのデータがございます。

日本における感染率も近年上昇し、かつ若年化する傾向が顕著となっており、特に20歳から30歳の若年女性にもふえてきております。また、ハイリスク型HPVに感染しても、90%以上は体内から自然消失するため、子宮頸がんに進展するのはごくわずかでございます。全世界では、毎年3億人の女性が、発がん性のハイリスク型HPVに感染すると仮定した場合、そのうちの約0.15%が子宮頸がんを発症すると推定されております。ただし、子宮頸がんになるまでには、通常数年から十数年という長い時間がかかりますので、定期的な子宮頸がん検診を受けていれば、がんになる前の状態を発見し、治療することが可能でございます。子宮頸がんワクチン接種料は、初診、再診、検査などもありますので、1回1万5,000円から2万円程度で、3回の接種で4万5,000円から6万円程度となります。有効期間は1クール3回の接種により、10年以上で20年というデータも出ております。それゆえ、毎年接種するわけではございません。

現在奈良県下では、子宮頸がんワクチン予防接種の一部助成をしている市町村でございますが、市町村については、県下にはございません。この子宮頸がんワクチンと子宮頸部がん検診のセットで、ほぼ100%効果があることから、その重要に改めて議員もおっしゃっておりますように、スポットライトが当たっておるわけでございます。

このように、子宮頸がんは定期的に検診をきちんと受けることで、早期発見、早期治療が可能であり、ワクチン接種とともに検診を受けることも必要でございます。国では、これらヒブ、インフルエンザ菌B型、肺炎球菌、子宮頸がんのHPVなどのワクチン接種を、その安全性やその効果、副反応の補償など、また公費助成をどうすべきかの議論が必要であると、予防接種法の抜本的な見直しについて検討するとされています。

こうした状況を踏まえ、ヒブ、肺炎球菌、インフルエンザワクチン、子宮頸がん予防のワクチン接種実施の公費助成につきましては、今後の国の方針や近隣市町村の状況も踏まえながら、子どもや女性、高齢者の健康を重視した課題としてご協力いただきます市医師会とも十分協議をさらに重ねながら、検討してまいりたいと思います。

続きまして、介護保険事業計画についての今後の検討課題等についての取り組みについてお答えいたします。

葛城市では、施設サービスに比べまして、居宅サービスの利用が活発なところが見られます。その中で、通所系サービスの利用が活発で、特に通所リハビリテーションの利用者が増加するなど、サービス利用の動向が見られます。介護保険制度は住民の皆様に周知されてきたところではございますが、今後さらに必要な方に必要なサービスが届くよう、訪問等により実態の把握に取り組んでいきたいと思っております。

また、県内の特別養護老人ホームの整備が進められている中で、特養の入所希望につつま

しては、依然として申し込み件数が多く、これに伴う待機者がおられ、直ちに入所することは困難な状況になっております。施設では、申し込み順及び優先入所に対応されておりますが、特養は入所期間が非常に長いため、待機期間も長くなっています。今後も、入所の必要性が高い人を優先的に入所させる対応を引き続き行っていただきたいと思います。

葛城市といたしましては、第3期事業計画期間では、介護基盤の整備を推進することとあわせまして、家族介護を支える施策を展開してまいりました。第4期事業期間の介護サービスの利用状況及び施設サービスの待機状況など、課題をより適確に把握し、優先的に取り組むべき施策を踏まえ、国の指針を踏まえ、次期第5期計画に反映させたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 石田都市産業部長。時間に制限がございますので、なるべく簡素な答弁をお願いいたします。

石田都市産業部長 それでは、165号線大和高田バイパス4工区の現状と本年度の事業進捗ということでお答えをさせていただきます。

大和高田バイパスにつきましては、平成19年度に竹内までの測量業務、また、道路予備設計業務が完了いたしております。平成20年度にはボーリング調査を実施、平成21年度には関係5大字の区長、水利組合長の方々に道路予備設計の修正に向けました説明会を、平成21年9月2日に開催をしております。その後、地域ごとに地権者、関係者に対する説明会を準備しておりましたが、ご質問にもありましたように民主党に政権が移りまして、平成21年12月2日の朝日新聞に、全国で直轄工事の156路線の事業凍結が発表されています。国道165号大和高田バイパスも凍結候補であることが判明いたしまして、関係大字、一部の地権者の方々も今後どうなるのかといった問い合わせをいただいているところでございます。

しかし、その後凍結候補に上がった全国47路線、奈良県内3路線につきましては、奈良国道事務所でも平成22年度の国会の予算通過待ちという返事でございます。いずれにいたしましても、県道御所・香芝線、特に竹内、太田南、鈴原、この3つの交差点では、1日の交通量が2万6,000台を超える状況となっておりますので、渋滞は茶飯事で通過大字の日常生活にも大きな影響を及ぼしているところでございます。今後、渋滞解消、通過車両の分散化を図る上でも、平成22年度の国の予算、また状況を見極めながら、国道事務所との連絡を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 高木教育部長。

高木教育部長 朝岡議員の質問で、学校耐震化率の推移と耐震補強の現状、それからもう1点は、学校施設への太陽光発電設備に向けての検討ということのご質問でございます。

まず1点目、学校の耐震化でございます。児童生徒が安心して学習できる安全な教育環境を整備するため、新市建設計画に基づきまして実施しておりますところでございます。平成22年度は、新庄中学校校舎2棟と、當麻小学校屋内運動場の耐震補強工事を予定しておりますところでございます。

お尋ねの耐震化率でございますが、平成21年度工事完了後で80.9%、平成22年度工事完了

後には、87.2%となる予定でございます。

今後の予定といたしましては、平成22年度に新庄小学校校舎1棟、磐城小学校校舎1棟の耐震補強の実施計画を予定しておるところでございます。来年度以降、順次計画的に耐震補強工事を実施し、平成25年度には耐震化率100%を達成する予定でございます。

次に、2点目の学校施設への太陽光発電装置の設置についてのお答えでございます。

まず、市立学校の耐震診断は現時点で全て終了し、耐震補強が必要と判断され、校舎の中には既に耐震補強工事が終了したものがございます。工事はまだであっても、耐震診断の結果に基づく耐震補強計画は全て完了しておるところでございます。その中で、大がかりな太陽光発電装置を何らかの形で設置しようとする場合、耐震診断のやり直しを余儀なくされる事態となります。これは、屋上に設置するような大がかりな設備ではなく、窓等に設置する場合であっても、建物自体に一定の負荷がかかる以上、耐震診断をやり直す必要がございます。

次に、校舎に何らかの設備を行わず、運動場や中庭等に設置する場合でございますが、それでも子どもたちの遊び場や憩いの場を少なからず狭小化することになり、環境教育の面では教育効果が期待されるものの、新たな課題を抱えることが考えられます。

以上のことから、議員の提案につきましては、その重要性を十分認識させていただいた上で、今後、校舎の新・改築等の際の懸案事項として、改めて考慮させていただきたいと存じます。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

下村議長 5番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは、各所管の担当部長よりご答弁をいただきまして、ありがとうございました。改めて、ご見解に対し全ての再質問をさせていただきたいところでございますが、時間の制約もございますので、私から一定の所見を申し述べさせていただき内容とあわせて、若干の再質問をさせていただきたいと思っております。

広告有料収入、これにつきましては、企画部長からご答弁いただきました。確かに、今経済不況のあおりで、各企業の業績は悪化をたどり、その収支においても切り詰める事業所が多いのは承知の上でございます。その法人税収においても、平成21年度より3割も減収であるということから見ても、大変厳しい状況下であるということは認識せざるを得ない。しかしながら、この市の全体の事業規模からすると、そのさまざまな大小かかわらず関係いただいております企業の中には、業績を少し伸ばしておられるようなところもあると思われる。こういうことを考えて自治体が率先して今取り組んでいますニュー・パブリック・マネジメントという感覚のもと、全庁的な情報を入手して新たな収入確保に力を注いでいただきたいという思いでございます。使用料も、これにつきましては非常にシリアスな問題だと思っておりますが、行政改革の強化、それから自助、共助、公助というこの調和のとれた利用負担のあり方等にも再度ご検討いただいて、県下の状況を踏まえた上で、改革に向けてご検討願いたいと思うところでございます。

子ども手当の税制改正についての影響については、具体的なお示しがございました。特別

扶養控除の上積み率の撤廃ということで、住民税の負担が、平均的な家族構成で年収500万、この家計において5万4,000円の負担増になるというご見解でございました。確かに、子ども手当をいただくことによって収入がいわゆる差し引きをするとふえるということもございますけれども、しかしながら、この現状の所得課税でいきますと、保育所の保育料もその算出基準において段階が変わることによって、保育料も増額が見込まれるということになると思うんですね。まして、その徴収事務をするのは市町村である。現状において、経済状況悪化における滞納世帯が増加しているということが問題視されている中で、この税制改正による地方税の増税、いわゆる負担増の問題、これはさまざまな議論が展開をされていくだろうと推測いたします。

これは、市長において、今後このような状況に対して、市長会、またさまざまなところを通して、現状の制度における影響をかんがみて、対策を講じるよう要望していただきたいと思うところでございますが、これについては、市長のご所見を求めておきたいと思っております。

子育て支援につきましても、本当にご答弁を詳しくしていただきまして、ありがとうございました。

ヒブワクチン、平成22年度から新たに助成をするという自治体もあって、既に実施している自治体もあるとお示しを願ったわけでございますが、この参議院の予算委員会においても、国における予防接種体制の強化について、命と健康を守るとともに、医療費の抑制や子育て支援策にも通じる重要な課題として、この国会でも予防接種法の改正が検討されているものの、法的位置づけを明確化し、公費で予防接種を受けれるよう体制づくりを早急に整えるべきである。これは、我が党が質問をして、その答えが鳩山総理は、「できる限り前向きに検討したい、公費助成も含めて考えてまいりたい」と答弁をされているということでございます。ヒブワクチンは、ご存じのように喉等にヒブ菌がつくことによって、集団保育をするときに感染拡大がされるわけですが、ワクチン接種をすることによって抑制効果が高い。また、小児用の、先ほど2月に発売されたという肺炎球菌についても、これは肺炎の難治性の中耳炎という耳の病気の原因にもなる。ワクチン接種により、小児期だけではなく、高齢期まで肺炎を防げる効果があるという利点を指摘いたしております。

子宮頸がんにつきましても、やはり同様、全額自己負担という現状において、先ほど負担額のお示しもいただいたわけでございますけれども、特に子宮頸がんの場合は、ワクチン接種における接種時期というのは、その保護者にも一定の理解を求めていく必要があると思うところでございます。

全てにおいて、公費負担制度の確立が加速していきだろうと思うんですけれども、保健行政に長年ご奉職されて、過去の各予防事業制度における導入についてご尽力をいただきました、これは副市長にご所見を求めておきたいと思っております。

また、介護アンケート、これはいわゆる新介護公明ビジョン、これは後ほどまた同じやつでございますので、市長なり副市長、そしてまた、花井保健福祉部長にお手渡しをさせていただこうと思っておりますが、これにつきまして大きな3つのことが不足していると記載しております。1つは、介護士です。2つは、在宅支援体制の強化。そして3つは、介護労働

力、このことを踏まえて、介護ビジョンは国においてさらなる支援体制の強化を求めた提言となっているわけでございます。

市当局におきましても、この第5期の介護保険計画の策定において、このような事情をとり上げて、実情に即した介護保険の計画を検討願いたいと思います。具体的には、地域密着型の小規模多機能な施設の推進とか、また、各事業における市内事業者との意見交換等を集約して、市社会福祉協議会が運営する「ゆうあいステーション」がさらに核となって、利用者のニーズにこたえる新規事業等に、例えば、家族が休みを取れる新たな事業として今注目を浴びようとしております。レスパイトケア事業、このようなことを含めて担っていただきたいという思いでございます。

また、大和高田バイパスの進捗状況をご答弁いただきました。これは、平成22年度よりさらに再び各大字の懇談会を実施されると伺っております。是非、この関係大字においては、市当局からもその経過説明を十分していただいて、ご説明をさらに深めていただきたい。ご納得をいただけるような説明をしていただきたい。これも、市長がされると思うんですけども、改めて市長の方にご所見を求めておきたいと思います。

学校の耐震化につきましては、87.2%に至るというご答弁でございました。県下の状況においても、かなりこれは優れた数値で事業が進んでいることに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。この間、国の議論では、予算の予備費を使ってでも、地方の学校耐震化促進事業の下支えをせよと報道されています。1月には、ご存じのようにハイチで、2月にはチリで、それぞれ大地震が発生いたしました。被災者の救助については、全世界から救済を求めているのが現状であります。

我が国においても、大地震がいつ発生するとも限らない、こんな状態でございますので、いわゆる国における制度の改正等またさらに有利な補助事業に眼を向けながら、学校施設早期の耐震化100%の実現に到達されて、次に教育委員会所管の各施設への耐震化整備計画を早く立てていただきたいことを求めておきたいと思います。

耐震診断がやり直しをせないかんでネックになっているという、この太陽光につきましても、これは理解いたしました。前回の一般質問でも、言っていただきました。しかしながら、この事業においても、50%補助という有利な国の補助事業が確立しております。新しいエネルギービジョンにも小・中学校において、その導入における効果を示す数値も換算してあらわしていただいております。今後、十分な協議を重ね、耐震化促進と連動した事業の推進に向けてご検討をさらに願ってまいります。

時間もあまりありませんので、済みませんが、市長と副市長には、ご答弁を端的によろしくお願いいたします。済みません。

下村議長 はい、山下市長、限られた時間が4分以内になっておりますので、一言だけ答弁お願いします。

山下市長 朝岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。早口でまいりたいと思いますが、いろいろと意見を言っていただき、また質問を投げかけていただきました。このことにつきまして、さまざまな形でご提言をいただいております葛城市の新たな収入源、そ

れを求めて市も努力をしていかなければならないと感じておりますので、一生懸命その方向で取り組ませていただきたいと思います。

また、子ども手当のことにつきましても、地方の負担、これは昨年の近畿市長会の中でも意見書の提出を全会一致で可決をいたしましたし、全国の市長会でも出させていただきました。また、私が所属しております全国青年市長会の中でも、地方負担を求めないというようなことにつきまして、これは民主党の幹事長当てに、全国青年市長会の会長が提出をさせていただいたところがございます。それを受けていろいろと対処していただけると、私らも信じておるところでございます。また引き続き、そのことにつきまして、地方負担軽減につきまして、求めていきたいと思っております。

介護保険等につきまして、私の方から言及をさせていただきますと、社会福祉協議会の中で、葛城市の公的機関の中で唯一サービスを提供しておる事業所でございますけれども、さまざまな要因が絡みまして、現在利用者も減ってきておるところでございます。昨年の末、またことしの初めも職員に対して、私からもあこの会長でございますので、しっかりと利用者の心をつかみ、またサービスも向上させていかないと利用者が激減をしていく、この歯止めをかけて、さらに住民の皆さんに喜んで使っていただけるように考えていかなければならない。そのための方策もやっぱり考えていくべきだという課題も投げかけております。只今、おっしゃっていただいたような小規模多機能型のものであるとか、そういったものを具体的に検討は今のところできておりません。また、民間の事業者も小規模多機能というところに対しましては、民間業者にしましても、採算というところが第一でございますので、なかなか手は出しにくい状況にあると、いろんなことを考慮しながら、我々も自分たちにできること、市でできること、また社会福祉協議会でできること等も含めて検討していきたいと思っております。

また、バイパスの件につきましてですけれども、国の方針がどうであるのかということも十分に意見を聞かせていただきながら、我々は、我々の主張、渋滞を解消するためにいかにしていくのかという主張を展開し、また国がそれに対して方針を出していただいたら、それを受けてその次の行動に移させていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 5番、朝岡君。もう、時間が1分切っております。

朝岡議員 はい、わかりました。たくさん言いたかったですけども、1分ということでございますので、今回の予算措置、私どものさまざまな公明党議員団が年末に出しました要望書の中の内容についても十分精査をしていただいて事業が計上しておりますことに、心から感謝を申し上げます。しかしながら、ますます深刻化するいわゆる少子高齢化、まだまだ先行き不透明な経済状況下のもとで、地方自治の役割は大変重責な役割である。地域住民生活に左右する行政サービスは、その一段と洗練された内容でなければならないと感じるところであります。平成22年度においても、山下市長を中心に、今まで以上に市当局が一丸となって各事業に取り組み、市民の期待にこたえる事業の執行に向け、なお一層の努力をお願いしたいという思いでございます。

このような所見を申し述べてちょうど時間でございます。私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

下村議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで、あらかじめ本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

次に、13番、川西茂一君の発言を許します。

13番、川西君。

川西議員 それでは、続きまして公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみ問題について質問と提案をさせていただきます。

本市も合併時からの懸案事項であります新炉建設問題があります。特別委員会も設置され、今後いろいろな問題について協議をし、検討される時期に入ってまいりました。そこでもう一度、ごみ問題について根本的に考え直す必要があるのではないかと思います。全国どこの市町村でも、一番悩んでいるのがごみの処理問題です。処理をするにも大変多くの経費がかかります。私たちは、毎日ごみを出します。週2回、指定された曜日、場所に、決められた袋に入れておけば、幾らでも好きなだけ出すことができるのが現状でございます。そして、出したごみは、パッカー車が持っていき、家の中はきれいに片づきます。自由に出したごみを役所がさっさと片づけ、見えないところで処理してくれる。日本では、まだまだごみに対する意識が低いと私は思います。

我が家でもどれぐらいごみが出ているのか調べてみました。夫婦2人ですが、たまには孫たちも来ますが、1回に出すごみの量というのは、約5キロから6キログラムでした。計量するのに計りがなかったために、体重計を代用しました。私の住んでいます地域では、ごみの収集日は月曜日と木曜日になっております。年間103回の収集となります。1回に出すごみの量が約5キログラムとしますと、年間に約515キログラムのごみを我が家は出していることとなります。これは、少ないめに計算してこの量ですから、大変な量が出ていると思います。

そして、各家庭から出たごみが全て焼却処理されます。CO₂削減という観点からしても、本当に燃やして処理するのがベストなんでしょうか。全世界の焼却炉の3分の2が日本に集中しているというデータもございます。図書館に行きまして、ごみ問題についての本を借りてきました。「ごみ問題100選四季」という本に書かれていたことを、少しご紹介をさせていただきます。ごみは、混ぜればごみです。分ければ資源になります。家庭からどんなごみがどのぐらいでているのか、また焼却するには費用はどれぐらいかかるのかを紹介させていただきます。

これは、京都市のデータですが、台所から出る生ごみが40%弱で最も多いです。ついで、紙類が30%強、プラスチックが16%、そして繊維が3%、金属が3%前後となっているというデータがありました。焼却、埋め立て、リサイクルなど、何をするにしても、材質の把握というのは非常に大事です。例えば、アルミ缶を焼却すれば、炉の内壁にクリンカと呼ばれる燃え残りが付着し、炉を傷めることとなります。また、プラスチックも燃焼条件によ

っては有毒ガスが発生します。また、台所の生ごみは、水分の含有率が非常に高く、焼却する場合、炉の温度を一定に保つ妨げとなります。京都市の家庭ごみ1トン当たりの処理費用は、6万4,763円かかるそうです。内訳といたしまして、収集運搬費の費用として3万7,709円、58.2%。焼却費としまして2万1,196円、32.7%。また、焼却残灰費として5,658円、9.0%。合計で6万4,763円の費用がかかるというデータが出ております。

本市のごみの年間の処理費用、また1トン当たりの処理費用、1世帯にかかる処理費用はどれぐらいかかるのか、また県内で生ごみの分別収集を行っている市町村はあるのか、担当部長にお伺いいたします。

先ほども述べましたが、ごみは混ぜてしまえばごみです。しかし、分別すれば資源となります。葛城市の場合は、既にペットボトル、缶、瓶、不燃物等は分別をされ、決められた日に出して、収集をされております。また、平成13年度より、家庭用電気生ごみ処理機の助成金制度も創設されております。現在、261世帯の方がこの制度を利用され、家庭で生ごみを処理されております。また、生ごみをたい肥化するためのお日様堆肥モニターを募集され、現在50名の方が取り組んでおられると聞いております。

こういう観点からいきまして、非常にごみに対する意識が高い地域であると、私は思います。しかし、まだ全体の量から見ると少ないのではないのでしょうか。先日行われました新クリーンセンター建設事業特別委員会でも紹介していただきましたが、東京都町田市は、日本で4番目のゼロウエスト宣言都市に向けて着実に歩みを始めております。ゼロウエストとは、ウエスト、ごみ、浪費、むだ、これがゼロを意味する言葉です。これは、イギリスの産業経済学者のロビン・マレー氏が提唱した考え方なのですが、この骨子を要約すれば、脱脱却、脱埋め立て、燃やさず、埋め立てず、ごみを減らすということです。日本のごみの処理は、自治体による回収、焼却、埋め立て、廃棄という流れで行われ、全てが税金によって賄われております。では、どうすれば脱却、脱埋め立てでごみが減るのでしょうか。成功のカギは徹底した発生の抑制、再利用、再使用の3Rにあります。また、生ごみのたい肥化も欠かすことのできない要件であると思います。燃えるごみの総量の、実に40%弱を生ごみが占めています。生ごみは水分が多いため、燃やすのには相当の火力が必要となります。そのことにより、温室効果ガスの放出や、有害物質の発生につながります。生ごみは堆肥にすれば、植物の育成に役立ちます。燃やしてしまえば、その役割を自ら捨ててしまうこととなります。

町田市では、ごみゼロ、市民会議の設置と、市民委員の募集を行った結果、約140名の方が応募され、そのうちの85名が男性であったそうです。ごみ問題は、女性の専売特許という通念を覆したものであると、非常に興味深いことであると思います。1年後に市に提言をすることが義務づけられ、市は1億円の予算を組み、会議の運営は全て市民委員の手に委ねられました。土日を除くほぼ毎日、大小合わせて280回の市民会議が開かれ、いろいろな意見が噴出したそうです。市民運動というのは、効率重視の会社組織とは違い、時間はかかっても、みんなの合意を得ることが大事であります。一旦みんなで合意すれば、みんなで納得して活動を始めることにつながってまいります。市民会議では、同地区で50世帯以上のまとまりがある戸建て住宅に510台の電動生ごみ処理機を無償貸与し、月3,000円の電気料金を補助し、

堆肥化する実験をすることになりました。家庭から出たごみというのは、野菜の堆肥として有効かどうか、生ごみというのは塩を含んでいるので、堆肥には向かないという声もあったからです。長野県川上村の農場が、町田市の堆肥を使ってレタスをつくる実験証明を引き受けたそうです。その結果、味も申し分ない4,000個のレタスを収穫することができました。皆は、生ごみの堆肥化が野菜育成に有効である事実をかみしめたそうです。

本市においても、既に家庭用電気生ごみ処理機を使用している方にお聞きしてみました。土壌も柔らかくなり、できた野菜も甘みがあって大変おいしいとのことでした。もっと多くの市民の方に協力していただいて、家庭から出る生ごみの処理をするべきであると思います。最近、発売されております電動バイオ家庭用生ごみ処理機は、生ごみの消滅率が99.8%とほとんど生ごみが処理され、しかも安価で販売をされております。昨年6月、本会議において地球温暖化防止に向けた取り組みとして、家庭版ISOの取り組みについて、また、以前にもアフリカの環境大臣マータイ博士が提唱されております「もったいない運動」についても提案をさせていただきました。

そこで、市長にお伺いいたします。家庭から出る生ごみの処理は、市民の方々の協力なくして減らすことはできません。先ほども紹介させていただきましたが、ごみの約40%が生ごみです。市民の皆様方のご協力により、生ごみが大きく減量することができれば、新炉建設についても考慮する問題が出てくるのではないかと思います。市民の方々に協力していただく1つの方法として、家庭用電気生ごみ処理機を使用していただくモニターを募集してはいかがでしょうか。データ等も報告していただくことを条件にして、個人負担なしで最低100名のモニターを募集するべきであると考えております。このことが、因となって、生ごみの減量につながれば、将来の大きな経費削減となります。市長のご所見をお伺いしたいと思っております。

次に、パークゴルフ場の建設についてお伺いいたします。

昨年6月8日、パークゴルフ場の設置を希望しておられる方とともに、要望書を提出させていただきました。また、6月の本会議におきましても、パークゴルフ場が今後必要であるとの思いから、提案はさせていただいております。その折の教育部長のご答弁として、「健康で長生きしていくためにも、趣味を突き詰めていく、それが生きがいにつながっていく過ごし方であるということは、よく理解をしています。今後の葛城市の財政状況、パークゴルフ愛好者人口の増加、社会の流れ等を見極めながら、いろいろと考えさせていただきます」というご答弁をいただいております。

山下市長もご存じであると思っておりますが、奈良新聞の2月5日づけに、広陵町がパークゴルフ場を建設し、本年秋にオープンすると発表がありました。平岡町長は、「これからはパークゴルフの時代、歩くから健康によく、手軽に楽しめる、健康増進と交流の場にしたい」というコメントを発表しておられます。

葛城市は自然が豊かです。また、交通の便もよく、遠方からも利用客が来られます。このことで相乗効果も期待できます。農産物の販売所も併設すれば、より経済効果も上がります。早急にパークゴルフ場の建設をすべきであると考えております。担当部長のお考えをお伺い

いたします。

最後になります。北小学校プール周辺の防護柵設置について、お伺いいたします。

昨年12月の本会議で質問をしております。近隣の菊栽培における消毒液散布時飛散に伴う児童健康被害への対策について質問しております。教育部長のご答弁は、「対策は行っているが、作業時の風向き、気象状況によっては、完全に払しょくするのは限界があると思われま。今後の対応として、学校と教育委員会とで、さまざまな対策を検討し、より効果的な飛散防止策が講じられるよう、早急に検討してまいります」とのご答弁をいただいております。その後、消毒液飛散防止の対策についてご検討され、どのような結果が出たのか、担当部長にお伺いいたしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

なお、再質問は自席よりさせていただきます。

下村議長 安川市民生活部長。

安川市民生活部長 13番、川西委員からの質問にお答えいたします。家庭用電気生ごみ処理機の啓発について。家庭から出る生ごみは、排出されるごみの約40%を占めている。ごみの減量化としてモニター制度導入検討についての質問にお答えをさせていただきます。

両クリーンセンターでは、焼却ごみに対する処理費用、平成20年度決算につきまして、5億585万2,386円で、1世帯当たり3万9,532円であります。平均すると、収集運搬費用では、トン当たり2万7,018円、焼却費用で1万8,397円、焼却灰処理費用では1,854円、合わせますと、トン当たり4万7,269円の処理費用が必要でございます。この処理費用の軽減対策の1つとして、生ごみ処理機購入助成制度を平成14年度から取り組んでまいりました。現在、261世帯の助成実績がございます。平成18年には、204世帯に生ごみ処理機についてのアンケート調査を実施いたしました。購入の動機、購入後の感想など、アンケート結果がございますが、購入価格につきましては、5万円台から6万円台が最も多く、購入理由につきましては、ごみの軽減や堆肥ができるとのことでございました。また、8割の世帯が購入し、使用してよかった、2割の世帯がチップ代、電気代の維持管理費負担の理由により、よくなかったとの調査結果でございます。また、どれだけのごみの減量になったのかという検証をいたしましたところ、平均1人当たり427グラム、一月で約12.8キロ、1年間で153.7キログラムの減量となりまして、継続して使用されました世帯全体では、年間約19トンの減量結果がございました。トン当たり4万7,269円の処理費用から、この助成制度実施により、葛城市にとって89万8,111円の経費削減となったわけでございます。

ご質問のモニター制度導入についてでございますが、より多くの市民の皆さんにごみ減量化にご協力いただき、市にとって処理費用削減につながる取り組みとして、川西議員からのご提案をいただいたわけでございます。ご存じのとおり、生ごみ処理機の処理方式には、温風で乾燥する熱処理式、微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後バイオ処理するハイブリット式がございます。最近では、酵素による生ごみ量を極端に減量化できる処理機も開発されていると聞き及んでおります。また、県下では、生ごみを分別し、堆肥化を実施されている市町村は、斑鳩町でモデル地区を指定し、業務委託をされております。

各タイプの利点、特徴がございますので、各家庭の要望にあった処理機の情報を市民皆さんにご提供させていただくことも行政責任として大切なことと考えております。また、新クリーンセンター建設計画を進めるに当たって、ごみの減量化は早急に推進しなければならない重要課題と認識しているところでございます。

生ごみの減量化の手立てとしては、昨年より維持経費の要らないおひさま堆肥事業を実施いたしました。平成22年度では、100世帯を目標にモニターを募る予定で、堆肥利用、利活用合わせてごみ減量化の意識を持っていただき、継続していかなければならない上で、講習会参加費として費用負担を考えております。

生ごみ処理機のモニター制度導入につきましては、より一層市民の皆さんにごみの減量化を進める上で、費用対効果の面からもメリットがあるものと考え、十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

下村議長 高木教育部長。

高木教育部長 13番、川西議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

まず1点目、パークゴルフ場の新設について、2点目は、新庄北小学校プール周辺の防護柵設置についてでございます。

まず1点目でございます。パークゴルフ場の新設につきましては、昨年6月議会でお答え申し上げましたように、最低面積が、これは公認面積でございますけれども、1.5ヘクタール程度の用地が必要ということでございます。ゴルフ場で言いますグリーンが必要とともに、バンカーその他障害物等の用意をすることが求められるところでございます。そのために、広場においてカップを切るということにつきましては、グランドゴルフと変わりなく、パークゴルフ専用のコースがどうしても求められるところでございます。

以上から、既存の市有グランドでは満足な設備ができず、専用グランドとなりますと、現時点では極めて困難であると言わざるを得ませんが、市内で活用できる場所がないか、また需要がどの程度あるか等を検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思っております。

2点目の、新庄北小学校のプールでございます。新庄北小学校プール周辺の防護柵の設置につきましては、学校とも協議を重ねまして、平成22年度のプール開きまでには防護措置を行う予定としておるところでございます。これに当たりまして、その設置により、プールサイド等への薬剤の飛散は一定防止できるかと期待されますが、臭いにつきましては完全に解決することは難しいと思われまので、何分ご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

下村議長 13番、川西君。

川西議員 担当部長よりご答弁をいただきました。ありがとうございます。ごみの減量について、再度、これは市長にお伺いしたいと思うんですが、先ほど担当部長から、本市のごみの年間の処理経費についてご説明ありました約5億5,000万円、また1所帯当たり3万9,532円かかるというお話でした。本当に莫大な経費がかかっておると解釈できます。

家庭から出るごみのうちの、生ごみが約40%を占めています。これは、各家庭で生ごみの処理ができる時代が来ております。このうち、半分、せめて3分の1でも減量することができれば、大いに経費が削減できると思います。また、新炉も大きな規模でなくて済むと考えます。

京都議定書で世界に約束しましたチームマイナス6%、目指せ1人当たり1日1キログラムのCO₂削減という目標があります。生ごみを家庭で処理することで、約倍の2キログラムのCO₂が削減できます。現在、販売されております生ごみの処理機というのは、大半がこの乾燥式でした。そのため、できた堆肥の処理が問題でした。インターネットで調べたのですが、最近発売されております処理機と申しますのは、バイオ菌、微生物の働きで強力に分解された生ごみが99.8%処理できるそうです。ほとんどなくなるということです。この処理機を購入された方のデータによりますと、23日間で約8キロの生ごみを投入した結果、現在何も残っていないそうです。また、臭いもしない、堆肥も出ないため、どこの家庭でも使用できるのではないかと思います。

現在行われております広報活動では、なかなかごみ処理に対する意識が上がらないと思います。生ごみの処理機のモニターの方には、貸与という形で貸し出して啓発に協力していただくことが大事ではないかと思います。できれば、その各大字に2名程度の方にお問い合わせきたらと思います。使ってみた結果の報告会等も行い、市民全員でごみの削減に努力することが、将来の葛城市にとって莫大な経費削減につながっていくと、私は信じております。

また、現在は、購入価格の半額、上限3万円という補助制度がありますが、この補助制度をもう少し上げて、処理機が購入しやすい制度にも変更する必要があるのではないかと考えます。

また、給食時の食べ残しをバケツに放り込むといったしつけで育った子どもたちは、大人になっても物のありがたみが分からず、何でも捨ててしまうようになるのではないのでしょうか。教育の一環として、エコ活動の重要、必要性を訴えるためにも、給食センターの生ごみ処理で処理した現状を児童に実際体験してもらうことも必要ではないのでしょうか。

平成22年度の予算で、生ごみ処理機設置賃借料として50万4,000円計上されておりますが、どこに設置されるのかお伺いしたいと思います。

いろいろとごみの問題、特に生ごみの処理について申し上げました。本市も歳入が減少し、歳出が増加している現状です。今後も、この状況が続くということが予測されます。今こそ経費削減を図り、歳出を抑える政策が必要ではないのでしょうか。将来のことを考え決断するときであると思います。市長の考えをお伺いさせていただきたいと思います。

パークゴルフ場の新設についても、ご答弁をいただきました。専用グラウンドをつくるのは、現状では難しいという教育長のご答弁であったと思います。平成22年度の市長施政方針の中に、地場産業振興ゾーン、仮称道の駅新設事業計画があります。また、土地開発公社、予算説明時に副市長のご答弁の中に、取得した5年以上経過している土地については、本年度は見直し決断をしていくと述べられておりました。どちらも大変に重要な計画であり、またご答弁であったと理解しております。

また、予算委員会でも、市長は経営感覚で行政を運営していくと述べられております。大変大事なことではないかと思えます。現状を維持する、守る、このことだけでは市の発展もあり得ません。常に、前向きに進めていく先行投資をしていくことも必要ではないでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

最後に、北小学校の防護柵の設置についても、前向きにご答弁をいただきました。設置時期はいつごろになるのか、再度部長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。

下村議長 教育長。

大西教育長 生ごみ等につきましてご質問いただいておりますけれども、今現在、新庄小学校の方には、大きなものではございませんが、ひとまず生ごみの処理機を設置してございます。これにつきましては、今、子どものエコ教育等に活用できないかということでございます。現在のところ、子ども教育活動の中でどうこうしているわけではございませんので、また給食センターと相談しながら、量がそれほどございませんので、今のところ大きな機械でございませんので、どの程度できるかと今明快に答えは持ち合わせてございませんけれども、また検討してまいりたいと思っております。

それから、もう1点の新庄北小学校のプールの防護柵でございますけれども、例年6月中ごろになるでしょうか。どの学校もプール開き、始めますので、そのころまでには間に合わせたいと考えているところでございます。

以上でございます。

下村議長 市長。

山下市長 川西議員からの再質問にご答弁させていただきたいと思えます。

まず、生ごみ処理機化及び生ごみの処理の方法等につきましての質問でございます。

まさに、川西議員がおっしゃるように、今からこれは十分に考えていかなければならない、葛城市としてもバイオマスタウン構想というものもつくらせていただきましたし、ごみの減量化ということにつきまして、市を上げて取り組んでいかなければならないと思っております。

現在、補助制度を出させていただいております電気式の生ごみ処理機の上限を上げるということにつきましての検討であるとか、また、今おひさま堆肥を進めさせていただいております。これも、ことし100世帯に対しての推進と、あとまた地域で、グループとかで取り組みたいところを募って、生ごみおひさま堆肥の活動ということも展開をしていかなければならない。いろんなことを考えながら、ごみの減量化というところに、それこそ議員がおっしゃるようにまちを上げて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、さまざま見地からこの導入等につきましても検討はさせていただかないといけないだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

パークゴルフ場のことについてでございます。広陵町でことし中に開設をされるということでございますけれども、葛城市内でも山麓地域でこれから開発があったり、それを検討しているということがあったり、そういうところと一緒に併設してはどうかというご意見もあ

るわけでございます。十分に市内でそれだけの1町半の場所の確保であるとか、またそれを造成するための金額であるとか、また来ていただいた方に楽しんでいただくための施設であるとかということも含めて、費用がどれぐらいかかるのか、またそういう場所があるのか、いろんなことを検討しながら考えていきたい、検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。いつからできんねんとか、どこでやんねんということは、それはお答えできませんけれども、いろんなところから考えて検討させていただきたいなと思っております。

下村議長 川西君。

川西議員 ありがとうございます。市長はじめ教育長から再質問に対するご答弁をいただきました。ありがとうございました。

新庄小学校の件に関しましては、早急をお願いいたしたいと思っております。

また、パークゴルフ場の建設についてもご答弁いただきました。前は、「いろいろと考えさせていただきます」というご答弁でした。今回は、市長のご答弁で前向きということはなかったんですけど、少しもう少し前向きにご検討していただきたい。本日も、要望書を私と一緒に提出された方々も傍聴に来られております。私は大いに期待したいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、生ごみの処理についても、市長からご答弁いただきました。どうか、前向きに考えていくのご答弁があったと私は理解をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

葛城市の将来にとりまして、この生ごみの分別というのは、大変に重要な課題です。奈良県内では斑鳩町が一部実施していると先ほど部長の方から答弁がございましたけれども、今こそその市民の方々も環境問題について、大変今は関心を持ってらっしゃる時期であると思っております。また、新焼却炉の建設の時期が迫ってきております。国の指導もごみの減量に努力しなさいということで、現状のごみの量よりも小さい焼却炉の建設になっております。今こそ、その市民の方々にご協力いただいて、ごみの分別を行うべきときであると思っております。

先日行われました小学校の卒業式で、市長のメッセージの中に、みつばちが1グラムの蜜を集めるために大変な努力をしているという内容のお話でした。小さなことの積み重ねと努力が大事であると思っております。どうかひとつ、生ごみの処理機のモニター制度がごみ分別の意識改革にもつながります。また、大きく経費削減ができます。CO₂の削減、地球温暖化防止にもつながってまいります。どうか、その本市の将来に禍根を残さないためにも、市長の英断に期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

下村議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、あす24日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

皆さん方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後5時28分